

○ 調査の目的

次期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討がなされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、実態を把握することを目的とする。

○ 調査の概要

調 査 名	調 査 項 目
1. 訪問系サービスの支援の実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体等）、職員数、資格等に該当する職員数、居宅介護のサービス提供状況、重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況、夜勤の休憩取得等に関する状況、職員の属性（職種、就業形態等）、職員の勤務時間および業務内容の状況、利用者の移動支援・通院等介助に関する事項 等
2. 施設入所における摂食・嚥下機能支援の実態調査	施設の基本情報（開設年月、経営主体等）、定員数・実利用者数、入所者の食事に関する事項、入所者の経口摂取の維持に関する取組の状況、経口維持加算の算定状況、経口維持加算の算定経緯・算定していない理由、入所者の経口摂取への移行に関する取組の状況、経口移行加算の算定状況、経口移行加算の算定経緯・算定していない理由 等
3. 共同生活援助事業における夜間支援の実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職員数、夜間支援に従事する職員の状況（就業形態、職種、夜間支援に係る賃金等）、夜勤の休憩取得等に関する状況、事業所の夜間支援体制の状況、共同生活援助の各住居の状況（加算算定の状況、入居者数、夜間支援の状況等） 等
4. 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職種別の職員配置状況、医療的ケア児・者受け入れの状況、医療的ケア児・者受け入れ事業所の対応状況に関する事項、医療的ケア児・者の個別状況（利用者の属性、日常的に必要とする医療的ケア、重心認定、強度行動障害に関する事項等） 等
5. 居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査	事業所の基本情報（開設年月、経営主体、類型等）、職種別の職員配置状況、居宅訪問型児童発達支援の今後の実施意向、居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況、居宅訪問型児童発達支援の利用者の個別状況（利用者の属性、日常的に必要とする医療的ケア、重心認定、強度行動障害に関する事項、併給・併用サービス等）、自治体の支給決定状況 等
6. 障害児入所施設の支援の実態調査	施設の主たる対象者、定員数・実利用者数、小規模グループケアの状況、重度障害児等の受け入れの状況、強度行動障害のある入所者への対応状況、身体拘束に関する事項、入所者の入院・外泊の状況、医療型障害児入所施設の加算等に関する事項 等

○ 調査の方法等

調査実施時期：令和2年8月～9月

抽出方法：

調査の対象となる事業所・施設について、無作為抽出または調査目的に応じた加算算定状況等による層化抽出を行い、調査対象を選定した。なお、対象数の少ないサービスについては全数調査としている。

1. 調査目的

- 平成30年度調査において、訪問系サービスの基本的なデータを把握したが、継続して訪問系サービスの支援の実態を把握する。また、従業者等の業務の状況等を把握し、今後の報酬改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

- 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）を実施する事業所2,000（無作為抽出）

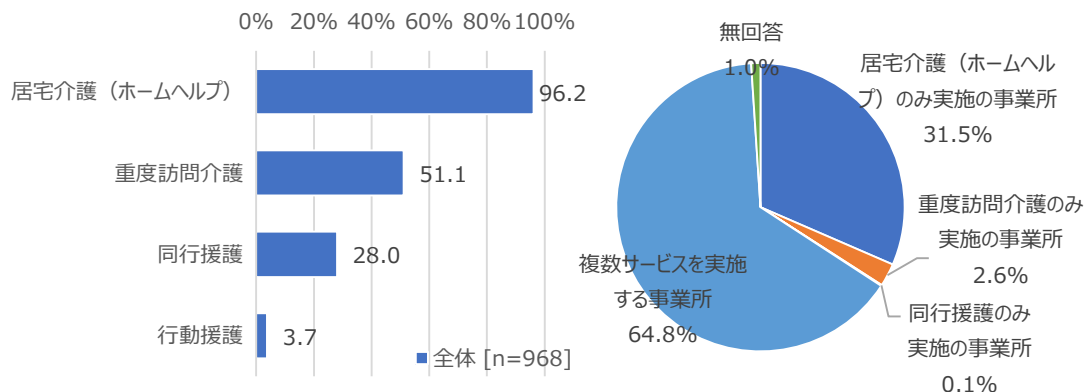
送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	68	1,932	1,011	52.3%	968	50.1%

3. 調査結果のポイント

- 事業所で実施しているサービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が96.2%とほとんどの事業所で実施している。「重度訪問介護」は51.1%の事業所が実施している。なお、複数サービスを実施する事業所は64.8%、「居宅介護（ホームヘルプ）」のみを実施している事業所（重度訪問介護等は実施していない）は31.5%である。事業所全体の職員数は、常勤換算の職員合計で1事業所あたり10.7人である。
- 資格等に該当する職員実人数は、1事業所あたり、サービス提供責任者で介護福祉士が平均2.2人、同行援護従業者養成研修応用課程修了者が0.6人等となっている。ヘルパーでは介護福祉士が平均5.0人、居宅介護職員初任者研修課程修了者が4.7人等となっている。
- 職員の本務とする職種は、「ヘルパー（居宅介護）」が54.4%、「サービス提供責任者」が21.4%等となっている。勤務形態については、「常勤」が49.6%、「非常勤」が48.7%となっている。
- 職員1人あたりの業務別の平均勤務時間は、休憩時間も含む業務時間の合計は237.6分（4.0時間）、構成比は、居宅介護に従事する時間が37.5%、重度訪問介護に従事する時間が18.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が31.2%となっている。
- 夜勤職員の休憩時間の取得について課題があると回答した事業所（夜勤実施事業所の61.1%）における課題の内容は、「休憩時間中であっても利用者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が83.5%と最も多くなっている。
- 重度訪問介護の業務内容について、職員1人あたりの業務別平均時間の構成比を見ると、日中・夜間時間帯は「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が38.9%となっており、深夜・早朝時間帯（夜勤）は「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が45.3%となっている。
- 事業所に、訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っているかどうかを聞いたところ、「いいえ」が88.5%と多くなっている。また、職員に、令和2年7月中に利用者に乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったかどうかを聞いたところ、「ない」が71.7%と多くなっている。

- 事業所で実施しているサービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が96.2%とほとんどの事業所で実施している。「重度訪問介護」は51.1%の事業所が実施している。サービスの実施状況で事業所を区分すると、**複数サービスを実施する事業所は64.8%、「居宅介護（ホームヘルプ）」のみを実施している事業所（重度訪問介護等は実施していない）は31.5%**となっている。
- 事業所全体の職員数は、**常勤換算の職員合計で1事業所あたり10.7人**（常勤5.7人、非常勤（常勤換算）5.0人）である。
- 資格等に該当する職員実人数は、1事業所あたり、**サービス提供責任者で介護福祉士が平均2.2人、同行援護従業者養成研修応用課程修了者が0.6人等**となっている。**ヘルパーでは介護福祉士が平均5.0人、居宅介護職員初任者研修課程修了者が4.7人等**となっている。
- 事業所における職員の充足状況は、「やや不足している」が40.5%、「かなり不足している」が23.3%となっており、**不足している事業所が多**くなっている。

事業所の実施サービス



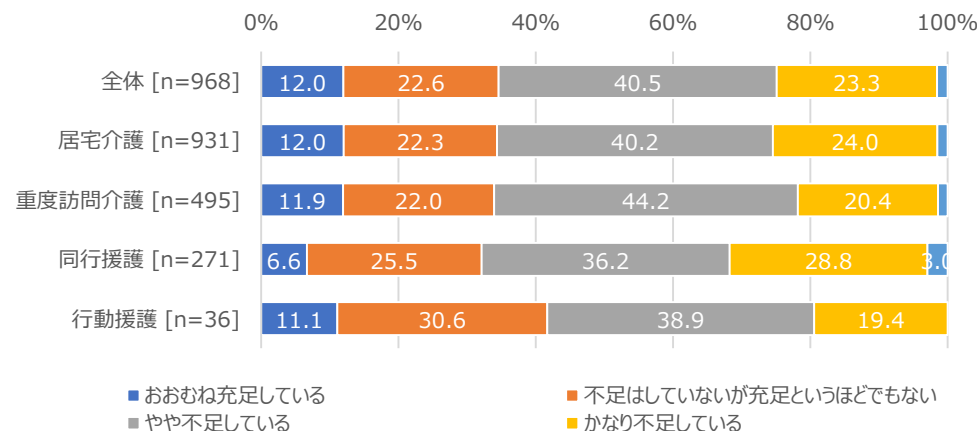
事業所全体の職員数

(平均値 ; 人)	全体		
	常勤 [n=904]	非常勤 (実人数) [n=904]	非常勤 (常勤換算人数) [n=904]
サービス提供責任者	2.4	0.4	0.2
ヘルパー	2.4	13.4	4.6
事務員その他	0.9	0.5	0.2
合計	5.7	14.3	5.0

資格等に該当する職員実人数

(平均値 ; 人)	全体	
	サービス提供責任者 [n=968]	ヘルパー [n=968]
介護福祉士	2.2	5.0
実務者研修修了者	0.3	1.4
居宅介護職員初任者研修課程修了者	0.2	4.7
介護職員基礎研修修了者	0.2	1.1
重度訪問介護従業者養成研修修了者	0.1	0.5
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	0.6	0.6
同行援護従業者養成研修一般課程修了者 (盲ろう者向け・通訳介助員を含む)	0.5	1.2
行動援護従業者養成研修課程修了者	0.1	0.1
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者	0.0	0.0
喀痰吸引等研修修了者	0.5	1.0

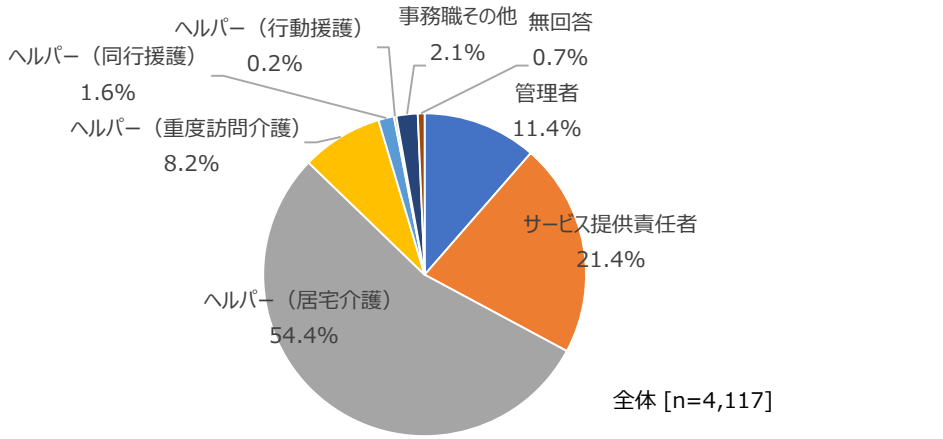
職員の充足状況



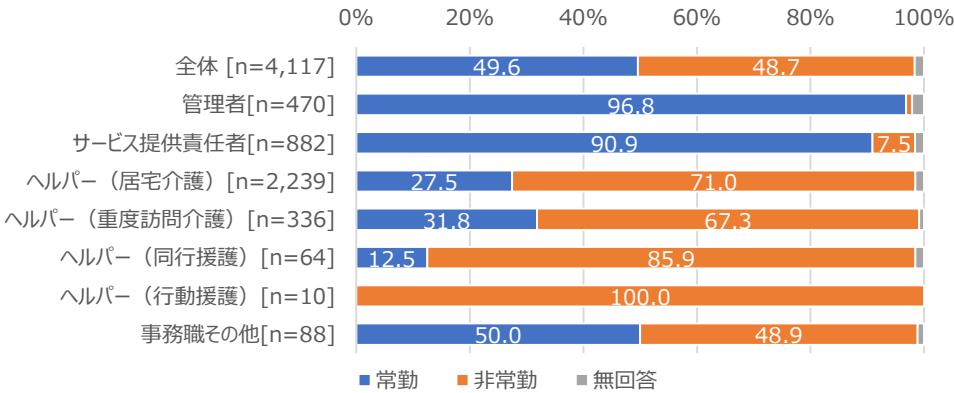
(2) 職員の状況

- 職員の本務とする職種は、「ヘルパー（居宅介護）」が**54.4%**と半数を占め、次いで、「サービス提供責任者」が21.4%、「管理者」が11.4%、「ヘルパー（重度訪問介護）」が8.2%等となっている。
- 勤務形態については、「常勤」が49.6%、「非常勤」が48.7%となっている。職種別では、**管理者、サービス提供責任者は「常勤」が多く、ヘルパーは「非常勤」が多い。**
- 職員 1 人あたりの業務別の平均勤務時間は、**休憩時間も含む業務時間の合計は237.6分（4.0時間）**となっている。内訳は、居宅介護の「居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が38.2分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が35.6分等となっている。また、「訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）」は74.1分となっている。平均勤務時間の構成比は、**居宅介護に従事する時間が37.5%、重度訪問介護に従事する時間が18.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が31.2%**となっている。

本務とする職種

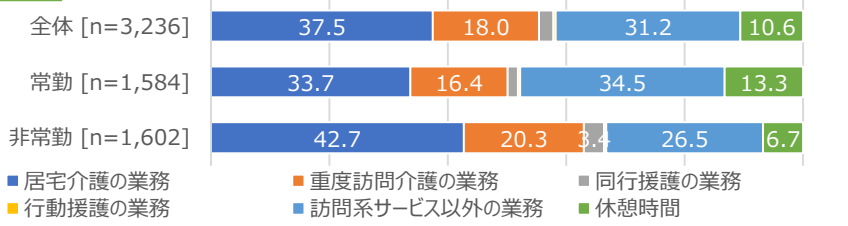


勤務形態



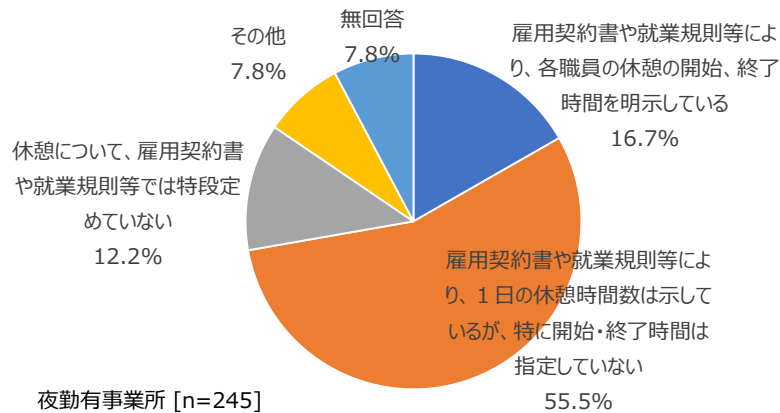
職員 1 人あたりの業務別平均勤務時間

		勤務時間全体 (令和 2 年 9 月 1 日 8:00~翌8:00)		
		全体 [n=3,236]	常勤 [n=1,584]	非常勤 [n=1,602]
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	35.6分	40.6分	30.2分
	居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	38.2分	33.6分	42.5分
	居宅における生活等に関する相談及び助言	1.9分	2.5分	1.4分
	居宅におけるその他生活全般にわたる援助	7.0分	8.6分	5.4分
	通院等介助	4.8分	7.2分	2.6分
	通院乗降介助	1.5分	2.0分	1.0分
重度訪問介護	居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	15.1分	16.3分	14.0分
	居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	4.8分	4.9分	4.8分
	居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	8.7分	9.3分	8.4分
	外出時における移動中の介護	2.6分	2.8分	2.3分
	日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	11.2分	12.3分	10.0分
	入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	0.2分	0.4分	0.0分
同行援護	外出時において移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）	3.2分	2.7分	3.6分
	外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	1.4分	0.9分	1.9分
	その他外出時に必要な援助	1.2分	1.1分	1.2分
行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助	0.3分	0.3分	0.2分
	外出時における移動中の介護	0.4分	0.5分	0.4分
	排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	0.2分	0.2分	0.1分
訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）		74.1分	96.7分	51.7分
平均勤務時間の構成比		25.1分	37.1分	13.1分
		237.6分	280.0分	194.9分

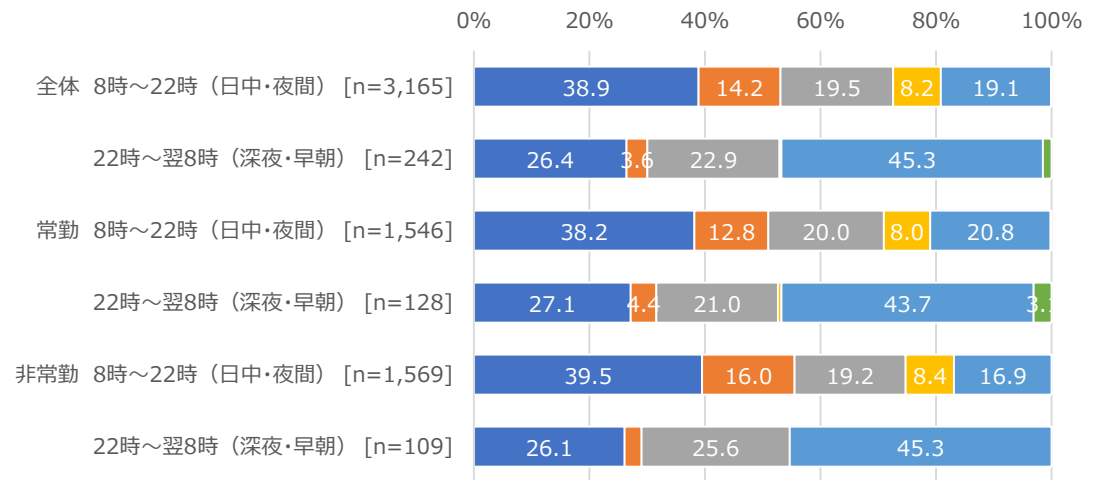


- 職員の夜勤の休憩時間をどのように定めているかを聞いたところ、「**雇用契約書や就業規則等により、1日の休憩時間数は示しているが、特に開始・終了時間は指定していない**」が**55.5%**となっている。
- 夜勤職員の休憩時間の取得について課題があると回答した事業所（夜勤実施事業所の61.1%）における課題の内容は、「**休憩時間中であっても利用者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある**」が**83.5%**と最も多くなっている。
- 重度訪問介護の業務内容について、職員1人あたりの業務別平均時間の構成比を見ると、**日中・夜間時間帯については、「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が38.9%**と業務時間の約4割を占めている。一方、**深夜・早朝時間帯（夜勤）については、「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が45.3%**と業務時間のほぼ半分を占めている。常勤職員、非常勤職員とも、ほぼ同様な傾向となっている。

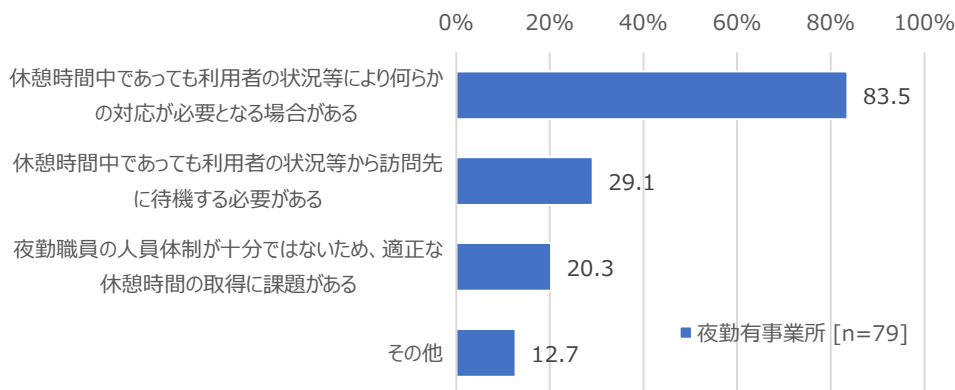
職員の夜勤の休憩時間



重度訪問介護の業務内容（日中・夜間時間帯/深夜・早朝時間帯）



夜勤職員の休憩時間の取得についての課題【複数回答】

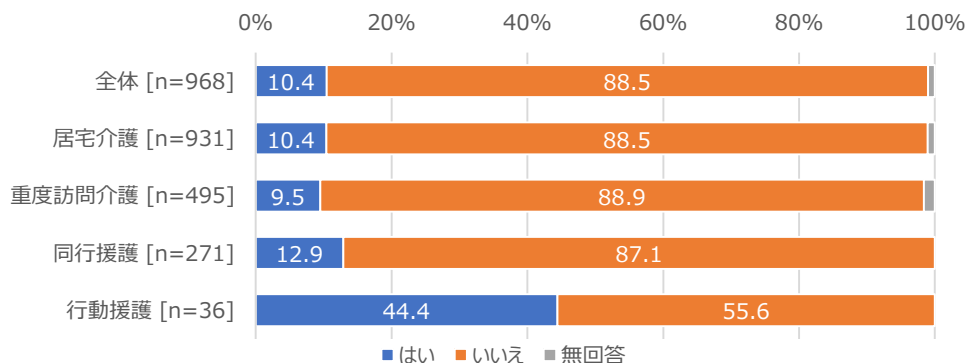


- 居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護
- 居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事
- 居宅等におけるその他生活全般にわたる援助
- 外出時における移動中の介護
- 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援
- 入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等

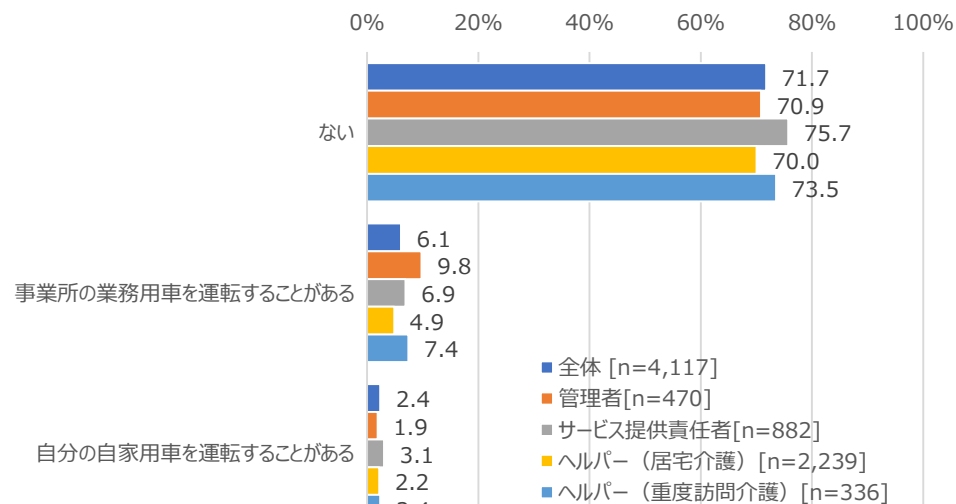
(4) 利用者の移送支援に関する状況

- 事業所に、訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っているかどうかを聞いたところ、「**いいえ**」が**88.5%**と多くなっている。
- 職員に、令和2年7月中に利用者に乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったかどうかを聞いたところ、「**ない**」が**71.7%**と多くなっている。運転することのある場合としては、「事業所の業務用車を運転することがある」が6.1%、「自分の自家用車を運転することがある」が2.4%等となっている。
- 利用者に乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったと回答した職員に、利用者に乗せて運転中に駐停車し、必要な身体介護等を行ったことがあるかどうかを聞いたところ、「**行ったことはない（運転中に介護が必要になったことはない）**」が**61.2%**と多くなっている。「行ったことがある」は19.4%となっている。

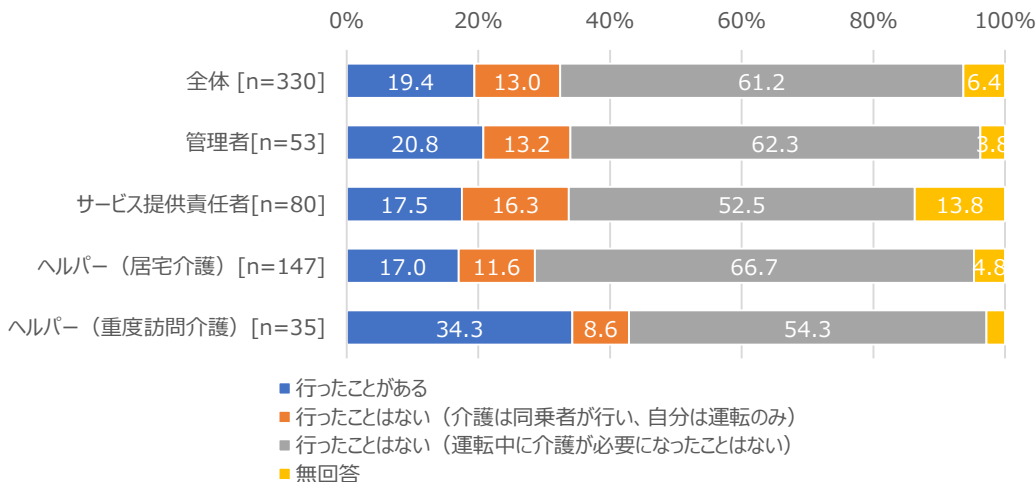
訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等の有無



利用者に乗せて自動車を運転することの有無



運転中に駐停車し、必要な身体介護等を行ったことの有無



1. 調査目的

- 入所施設における経口移行加算及び経口維持加算の阻害要因を把握の上、摂食嚥下機能に関する加算のあり方を検証し、今後の報酬改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

- 経口維持加算・経口移行加算いずれかを算定している障害者支援施設98（全数）、算定していない障害者支援施設902（無作為抽出）

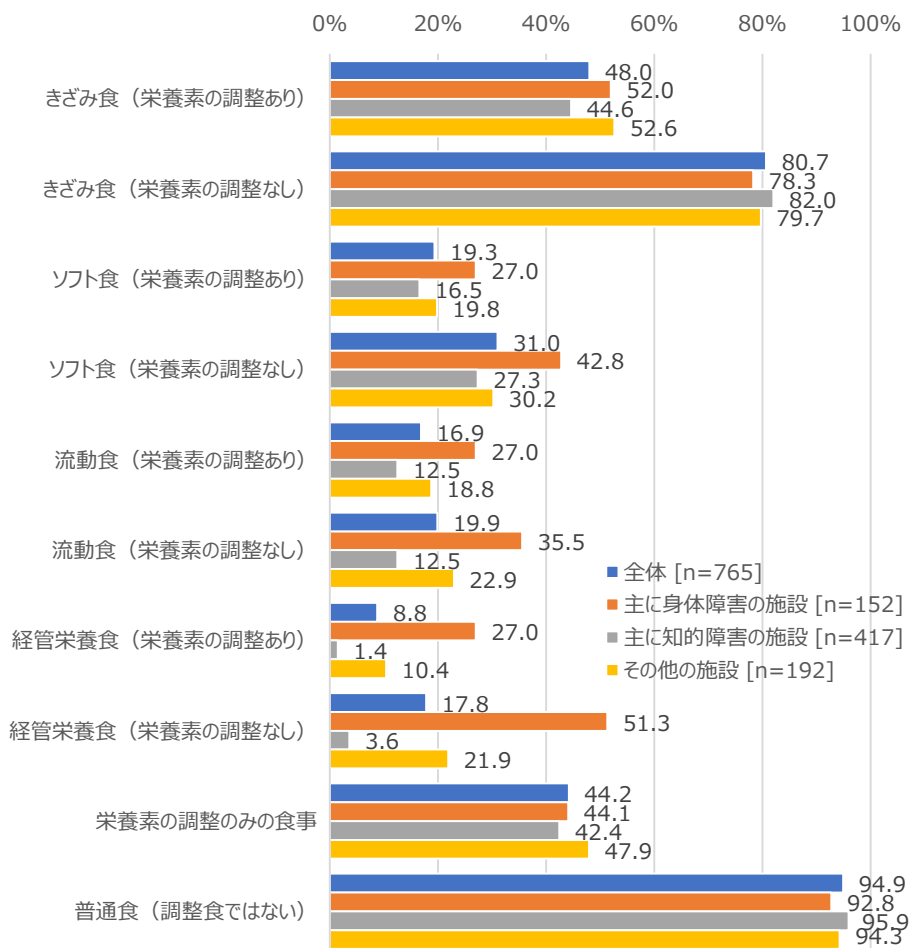
送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	7	993	767	77.2%	765	77.0%

3. 調査結果のポイント

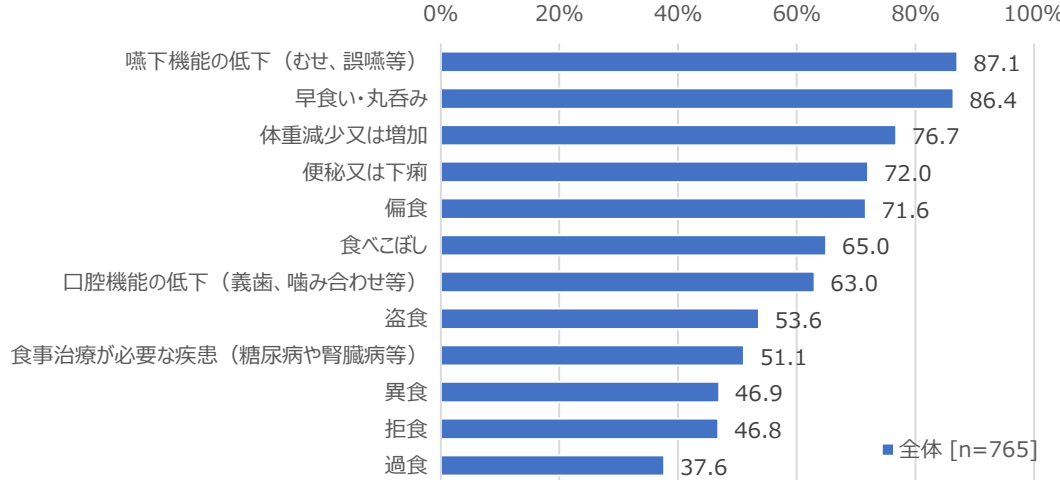
- 施設における「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無は、「現在、該当する者がいる」が41.8%、「現在、該当する者はいない」が39.7%、「該当者がいるかどうかわからない（嚥下機能の評価等が難しく、判定できない等）」が18.2%となっている。また、該当者がいる施設の経口維持加算の算定状況は、「経口維持加算は算定していない」が81.6%、「経口維持加算Ⅰを算定」が5.9%、「経口維持加算Ⅱを算定」が14.7%となっている。
- 経口維持加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「従来から入所者の経口摂取の維持に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた」が68.4%と多くなっている。該当者がいるが経口維持加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）」が44.1%と最も多く、次いで「嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）」が41.4%となっている。
- 施設における、胃ろう等、経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無は、「経管栄養の入所者がいない」が72.0%、「経管栄養の入所者はいるが、経口摂取への移行をめざしている者はいない」は20.1%、「経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいる」は6.4%となっている。また、該当者がいる施設の経口移行加算の算定状況は、「経口移行加算は算定していない」が81.6%、「経口移行加算を算定」が18.4%となっている。
- 経口移行加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「従来から入所者の経口移行に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた」が66.7%と多くなっている。対象者がいるが経口移行加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）」が45.0%と最も多く、次いで「加算算定要件のコストに比して単位数が低い」が30.0%となっている。

- 施設における食事形態の対応状況は、普通食以外では、「きざみ食（栄養素の調整なし）」が80.7%、「きざみ食（栄養素の調整あり）」が48.0%、「**栄養素の調整のみの食事**」が44.2%等となっている。一方、流動食や経管栄養食については、施設の1～2割程度となっている。
- 利用者の食行動や状態等で困ったことや気になることについて聞いたところ、「**嚥下機能の低下（むせ、誤嚥等）**」が87.1%と最も多く、次いで「早食い・丸呑み」が86.4%、「体重減少又は増加」が76.7%、「便秘又は下痢」が72.0%、「偏食」が71.6%等となっている。
- 食事に関し、現在実施している取組について聞いたところ、「**食事の形状調整を個別に実施している**」が91.0%と最も多く、次いで「水分にとろみをつけている」が84.4%、「食事観察（ミールラウンド）を実施している」が58.2%、「嚥下機能維持のために口腔ケアを実施している」が56.3%となっている。

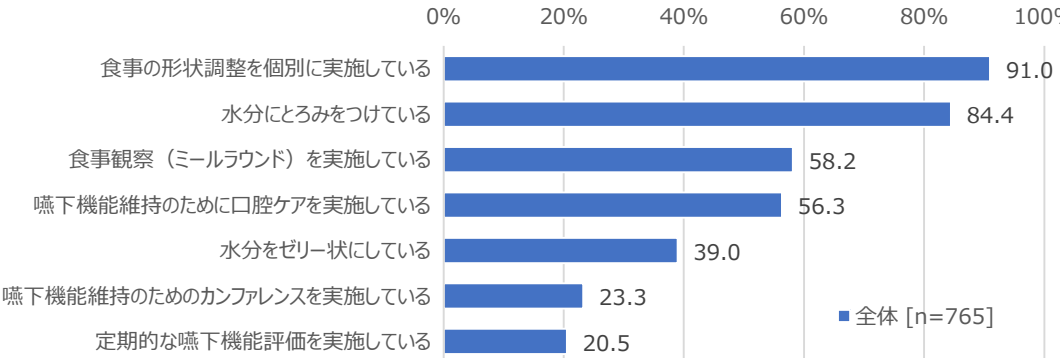
食事形態別の対応状況



利用者の食行動や状態等で困ったことや気になること



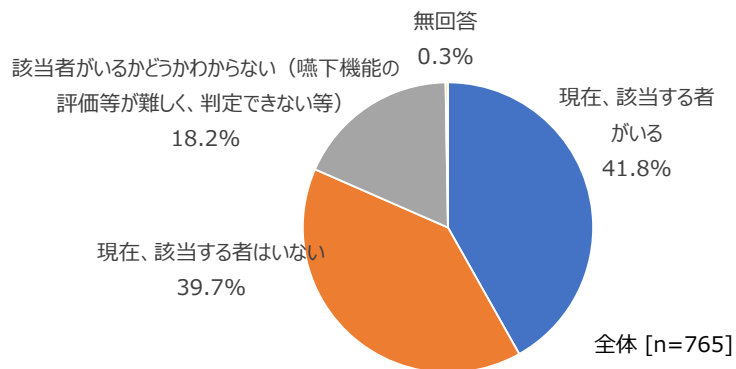
食事に関して現在実施している取組



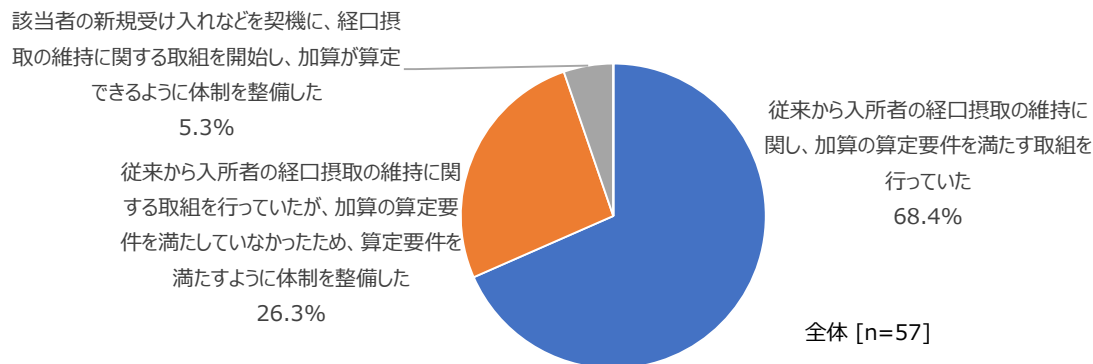
(2) 入所者の経口摂取の維持に関する取組の状況

- 施設における「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無は、「**現在、該当する者がいる**」が**41.8%**、「**現在、該当する者はいない**」が39.7%、「**該当者がいるかどうか分からない（嚥下機能の評価等が難しく、判定できない等）**」が18.2%となっている。また、該当者がいる施設の**経口維持加算の算定状況は、「経口維持加算は算定していない」が81.6%**、「**経口維持加算Ⅰを算定**」が5.9%、「**経口維持加算Ⅱを算定**」が14.7%となっている。
- 経口維持加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「**従来から入所者の経口摂取の維持に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた**」が**68.4%**と多くなっている。該当者がいるが経口維持加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「**関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）**」が**44.1%**と最も多く、次いで「**嚥下造影撮影または内視鏡検査の実施が困難（実施にあたっての連携先がない場合も含む）**」が**41.4%**となっている。

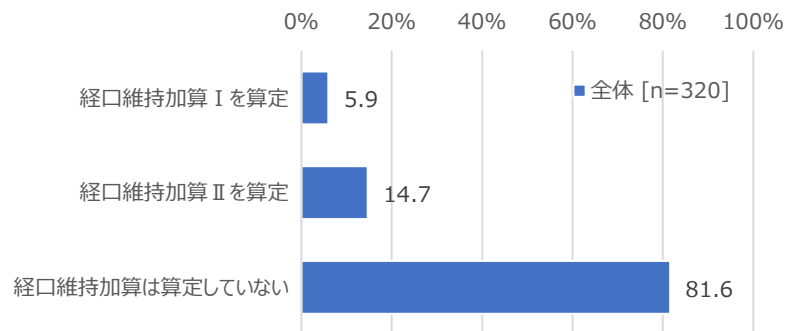
「経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者」の有無



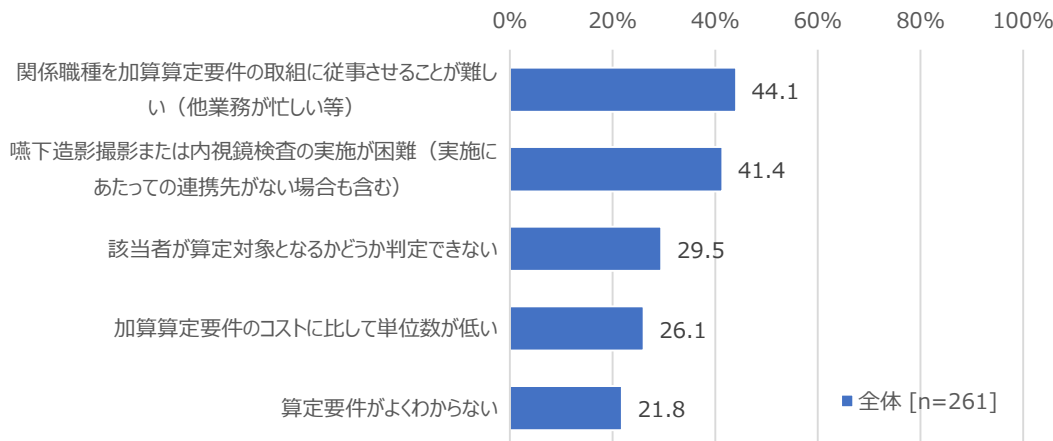
経口維持加算算定の経緯



経口維持加算の算定状況



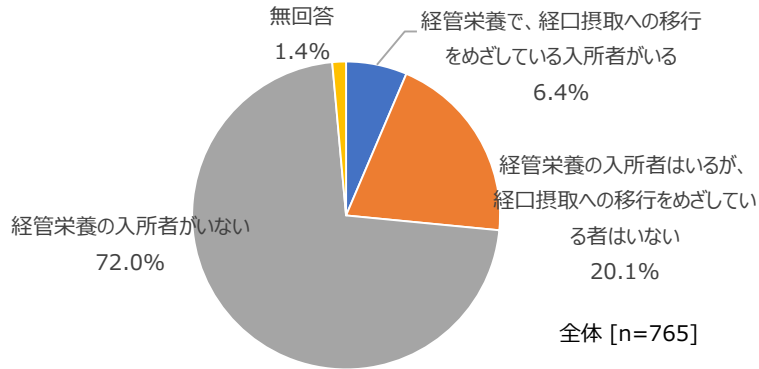
経口維持加算を算定していない理由



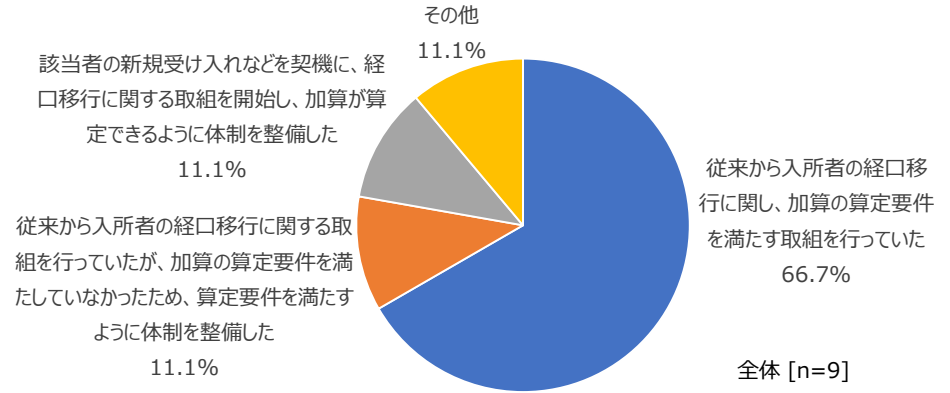
(3) 入所者の経口移行に関する取組の状況

- 施設における、胃ろう等、経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無は、「経管栄養の入所者がいない」が72.0%、「経管栄養の入所者はいるが、経口摂取への移行をめざしている者はいない」は20.1%、「**経管栄養で、経口摂取への移行をめざしている入所者がいる**」は**6.4%**となっている。また、該当者がいる施設の経口移行加算の算定状況は、「**経口移行加算は算定していない**」が**81.6%**、「経口移行加算を算定」が18.4%となっている。
- 経口移行加算を算定している施設の加算算定の経緯は、「**従来から入所者の経口移行に関し、加算の算定要件を満たす取組を行っていた**」が**66.7%**と多くなっている。対象者がいるが経口移行加算を算定していない施設の、加算を算定していない理由は、「**関係職種を加算算定要件の取組に従事させることが難しい（他業務が忙しい等）**」が**45.0%**と最も多く、次いで「加算算定要件のコストに比して単位数が低い」が30.0%となっている。

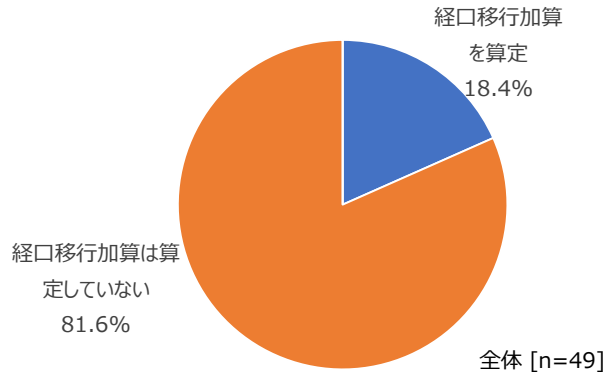
経管で食事を摂取する者で経口摂取への移行をめざしている入所者の有無



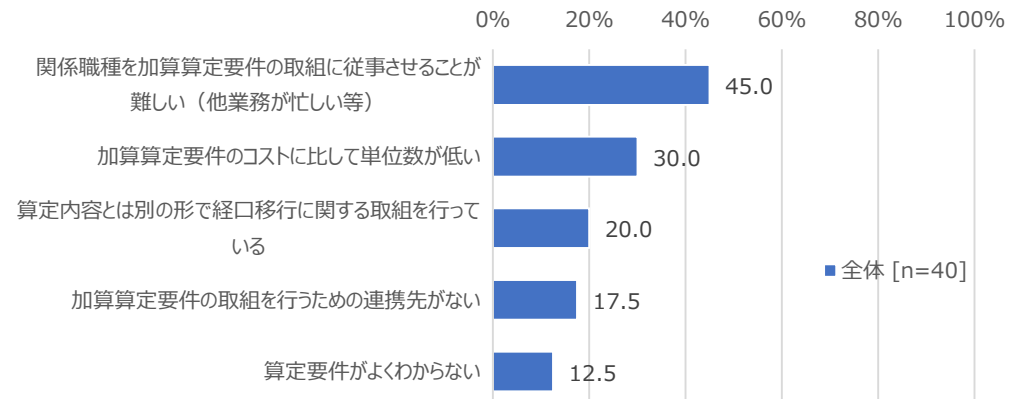
経口移行加算算定の経緯



経口移行加算の算定状況



経口移行加算を算定していない理由



1. 調査目的

○共同生活援助（グループホーム）では、利用者に対して夜間に必要な支援を提供できる体制を確保している場合、夜間支援等体制加算の算定を可能としているが、共同生活援助事業所における夜間支援業務及び休憩時間の実態を把握した上で、夜間支援等体制加算のあり方を検証し、今後の報酬改定検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○夜間支援等体制加算を算定している介護サービス包括型共同生活援助事業所1,643（無作為抽出）、外部サービス利用型共同生活援助事業所261（無作為抽出）、日中サービス支援型共同生活援助事業所96（全数）

送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	51	1,949	1,052	54.0%	992	50.9%

3. 調査結果のポイント

○夜間支援に従事する職員の勤務形態は、常勤/非常勤/委託の別では、「非常勤」が54.9%、「常勤」が39.6%となっている。正規/非正規の別（委託職員は除く）では、「非正規」が55.7%、「正規」が40.1%となっている。また、夜間支援に従事する職員の職種は、「世話人」が43.2%、「生活支援員」が34.8%等となっている。

○夜間支援に従事する職員のうち、夜間支援体制等加算Ⅰの住居で夜勤を行う職員の賃金は、支払い形態は「時給」が43.3%、「月給等」が33.2%、「日給（日当）」が23.5%となっており、「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分の賃金の平均額は9,626円となっている。

○加算Ⅰ算定住居における利用者の障害支援区別の構成比は「区分4」が25.1%、「区分3」が20.0%、「区分5」が19.7%、「区分6」が16.6%等となっている。また、加算Ⅰ算定住居について平均障害支援区分ごとの住居別で見ると、「排泄介助」、「体位交換」、「水分補給」、「喀痰吸引の医療的ケア」、「緊急対応等」については、平均障害支援区分が高い住居ほど支援対象者の割合が高く、「コミュニケーション」、「居室への巡回による見守り」、「その他の支援」については、平均障害支援区分の状況にかかわらず対象者の割合は同程度となっている。

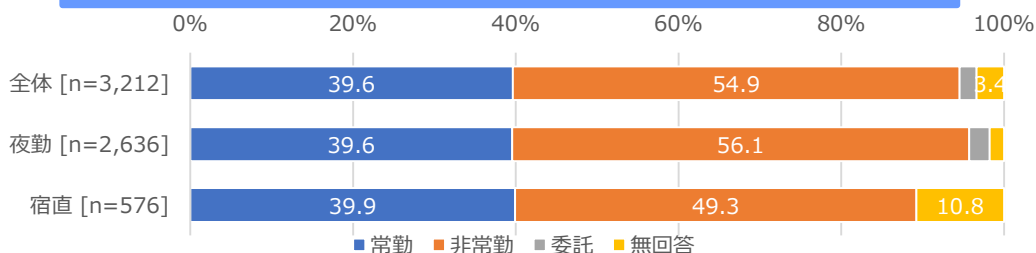
○事業所における夜間支援体制の状況は、「十分である」が49.8%、「どちらとも言えない」が29.7%、「不十分である」が16.6%となっている。夜間支援従事者の確保は、「なんとか確保している」が56.2%、「確保が難しい」が26.4%となっている。「確保が難しい」「なんとか確保している」事業所の、確保が難しい理由は、「募集しても人材が集まらない」が88.2%となっている。

○夜勤職員の休憩時間の取得について、課題があるかどうかを聞いたところ、「課題がある」が50.6%となっており、課題があると回答した事業所の、課題の内容は、「休憩時間中であっても入居者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が87.0%と多く、次いで、「休憩時間中であっても入居者の状況等からグループホームに待機する必要がある」が65.4%となっている。

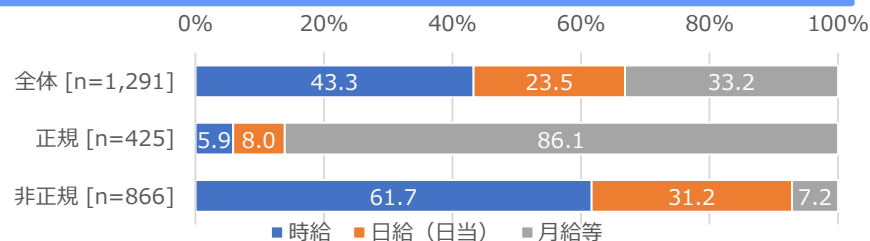
○夜間支援に従事する職員の勤務形態は、常勤/非常勤/委託の別では、「非常勤」が54.9%、「常勤」が39.6%となっている。正規/非正規の別（委託職員は除く）では、「非正規」が55.7%、「正規」が40.1%となっている。また、夜間支援に従事する職員の職種は、「世話人」が43.2%、「生活支援員」が34.8%等となっている。

○夜間支援に従事する職員のうち、夜間支援体制等加算Ⅰの住居で夜勤を行う職員の賃金について見ると、賃金の支払い形態は、「時給」が43.3%、「月給等」が33.2%、「日給（日当）」が23.5%となっている。「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分の賃金の平均額は9,626円となっている。正規/非正規の別では、**正規職員は11,755円、非正規職員は8,581円**となっている。また、職員が夜勤を行った共同生活住居の、入居者の障害支援区分平均の分布別で見た場合は、**障害支援区分平均5.0以上の住居で夜勤を行った職員の平均賃金が比較的高くなっている。**

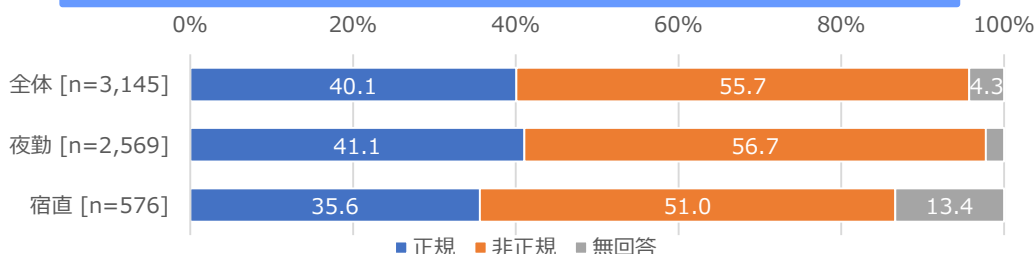
夜間支援に従事する職員の勤務形態（常勤/非常勤/委託の別）



夜間支援体制等加算Ⅰ住居の夜勤職員の賃金支払い形態



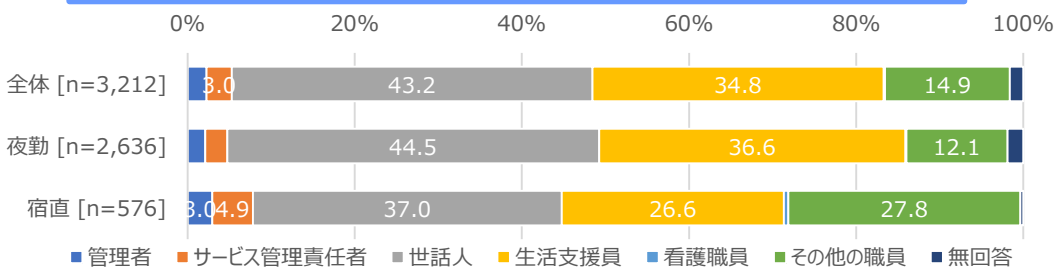
夜間支援に従事する職員の勤務形態（正規/非正規の別）



夜間支援体制等加算Ⅰ住居の夜勤職員の平均賃金（「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分）

平均値(円)	全体 [n=1,291]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=43]	2.0以上 3.0未満 [n=165]	3.0以上 4.0未満 [n=315]	4.0以上 5.0未満 [n=345]	5.0以上 [n=423]
夜勤1回分の賃金	9,626	8,920	8,886	9,454	8,969	10,651
平均値(円)	正規職員 [n=425]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=10]	2.0以上 3.0未満 [n=43]	3.0以上 4.0未満 [n=93]	4.0以上 5.0未満 [n=102]	5.0以上 [n=177]
夜勤1回分の賃金	11,755	10,921	11,840	11,832	10,386	12,529
平均値(円)	非正規職員 [n=866]	入居者の障害支援区分平均の分布				
		2.0未満 [n=33]	2.0以上 3.0未満 [n=122]	3.0以上 4.0未満 [n=222]	4.0以上 5.0未満 [n=243]	5.0以上 [n=246]
夜勤1回分の賃金	8,581	8,314	7,845	8,457	8,374	9,299

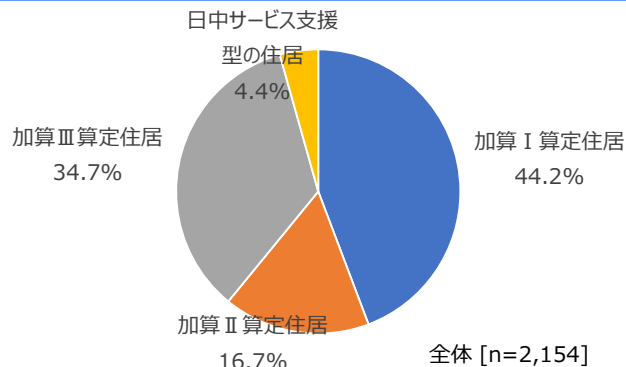
夜間支援に従事する職員の職種



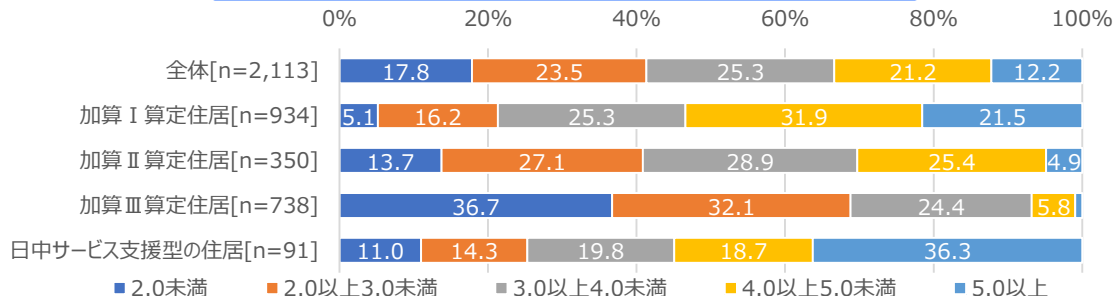
※夜勤職員の勤務時間のうち事業所で設定している「夜間及び深夜の時間帯」に係る夜勤1回分の賃金額について、夜勤職員の時給額、日給額、月給における基本給の額、夜勤に係る手当等の金額および夜勤の勤務時間等から算定。
 ※各住居の障害支援区分平均は、「(0×区分なしの人数) + (1×区分1の人数) + (2×区分2の人数) + …」÷入居人数により算定している。

- 夜間支援体制を確保する共同生活住居の加算算定状況等による住居種別は、「加算Ⅰ算定住居」が44.2%、「加算Ⅲ算定住居」が34.7%、「加算Ⅱ算定住居」が16.7%、「日中サービス支援型の住居」が4.4%となっている。障害支援区分別の入居者数から、各住居の入居者の障害支援区分平均を算定し、その分布を見ると、「3.0以上4.0未満」が25.3%、「2.0以上3.0未満」が23.5%、「4.0以上5.0未満」が21.2%等となっている。
- 加算Ⅰ算定住居における利用者の障害支援区分別の構成比は「区分4」が25.1%、「区分3」が20.0%、「区分5」が19.7%、「区分6」が16.6%等となっている。
- 令和2年9月1日(火)～9月3日(木)における加算Ⅰ算定住居の夜間支援対象者の状況について調査したところ、平均障害支援区分ごとの住居別で見ると、「排泄介助」、「体位交換」、「水分補給」、「喀痰吸引の医療的ケア」、「緊急対応等」については、平均障害支援区分が高い住居ほど支援対象者の割合が高く、「コミュニケーション」、「居室への巡回による見守り」、「その他の支援」については、平均障害支援区分の状況にかかわらず対象者の割合は同程度となっている。

共同生活住居の加算算定状況等による住居種別



共同生活住居入居者の障害支援区分平均の分布



加算Ⅰ算定住居の平均障害支援区分ごとの住居の入居者数

区分	入居者数(人)	加算Ⅰ算定住居[n=934]	平均障害支援区分ごとの住居				
			区分2.0未満[n=48]	区分2.0以上3.0未満[n=151]	区分3.0以上4.0未満[n=236]	区分4.0以上5.0未満[n=298]	区分5.0以上[n=201]
入居者総数(人)	5,441	5,441	235	953	1,436	1,720	1,097
区分1	76	76	12	44	16	4	0
入居者の構成比(%)	1.4%	1.4%	5.1%	4.6%	1.1%	0.2%	0.0%
区分2	730	730	40	427	225	37	1
入居者の構成比(%)	13.4%	13.4%	17.0%	44.8%	15.7%	2.2%	0.1%
区分3	1,086	1,086	26	317	491	236	16
入居者の構成比(%)	20.0%	20.0%	11.1%	33.3%	34.2%	13.7%	1.5%
区分4	1,368	1,368	6	111	495	650	106
入居者の構成比(%)	25.1%	25.1%	2.6%	11.6%	34.5%	37.8%	9.7%
区分5	1,070	1,070	3	13	156	559	339
入居者の構成比(%)	19.7%	19.7%	1.3%	1.4%	10.9%	32.5%	30.9%
区分6	903	903	0	1	38	229	635
入居者の構成比(%)	16.6%	16.6%	0.0%	0.1%	2.6%	13.3%	57.9%
区分なし・申請中	208	208	148	40	15	5	0
入居者の構成比(%)	3.8%	3.8%	63.0%	4.2%	1.0%	0.3%	0.0%

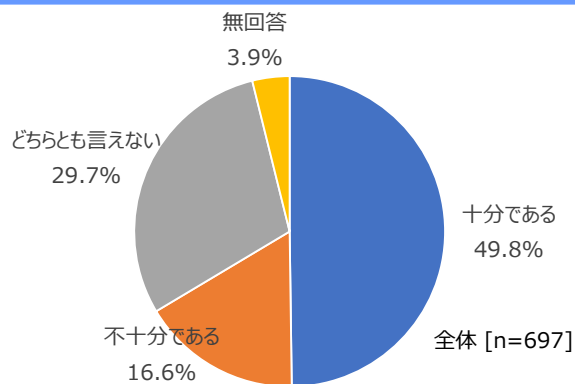
加算Ⅰ算定住居の夜間支援対象者の状況

支援内容	対象者実人数(人)	加算Ⅰ算定住居[n=934]	平均障害支援区分ごとの住居				
			区分2.0未満[n=48]	区分2.0以上3.0未満[n=151]	区分3.0以上4.0未満[n=236]	区分4.0以上5.0未満[n=298]	区分5.0以上[n=201]
入居者総数(人)	5,441	5,441	235	953	1,436	1,720	1,097
排泄介助	1,266	1,266	19	40	136	475	596
入居者総数に占める割合(%)	23.3%	23.3%	8.1%	4.2%	9.5%	27.6%	54.3%
体位交換	156	156	1	2	3	50	100
入居者総数に占める割合(%)	2.9%	2.9%	0.4%	0.2%	0.2%	2.9%	9.1%
水分補給	1,188	1,188	13	68	215	442	450
入居者総数に占める割合(%)	21.8%	21.8%	5.5%	7.1%	15.0%	25.7%	41.0%
喀痰吸引等の医療的ケア	60	60	0	0	15	12	33
入居者総数に占める割合(%)	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	1.0%	0.7%	3.0%
コミュニケーション	1,378	1,378	80	211	263	456	368
入居者総数に占める割合(%)	25.3%	25.3%	34.0%	22.1%	18.3%	26.5%	33.5%
居室への巡回による見守り	4,802	4,802	182	796	1,323	1,554	947
入居者総数に占める割合(%)	88.3%	88.3%	77.4%	83.5%	92.1%	90.3%	86.3%
その他の支援	1,634	1,634	88	185	375	581	405
入居者総数に占める割合(%)	30.0%	30.0%	37.4%	19.4%	26.1%	33.8%	36.9%
緊急対応等	66	66	0	6	7	28	25
入居者総数に占める割合(%)	1.2%	1.2%	0.0%	0.6%	0.5%	1.6%	2.3%

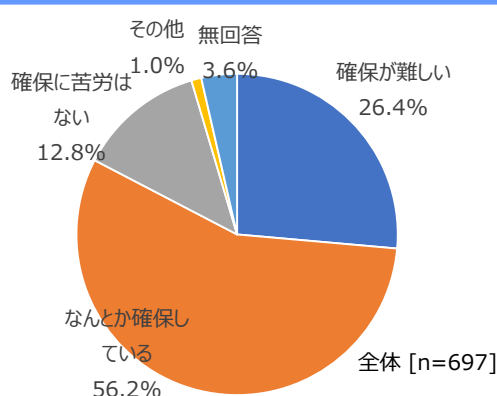
(3) 事業所における夜間支援体制の確保の状況等

- 事業所における夜間支援体制の状況は、「**十分である**」が**49.8%**、「**どちらとも言えない**」が**29.7%**、「**不十分である**」が**16.6%**となっている。夜間支援従事者の確保の状況については、「**なんとか確保している**」が**56.2%**、「**確保が難しい**」が**26.4%**、「**確保に苦労はない**」が**12.8%**となっている。
- 「**確保が難しい**」「**なんとか確保している**」と回答した事業所の、確保が難しい理由は、「**募集しても人材が集まらない**」が**88.2%**と多くなっている。
- 夜勤職員の休憩時間の取得について、課題があるかどうかを聞いたところ、「**課題がある**」が**50.6%**、「**特段の課題はない**」が**35.0%**となっている。課題があると回答した事業所の、課題の内容は、「**休憩時間中であっても入居者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある**」が**87.0%**と多く、次いで、「**休憩時間中であっても入居者の状況等からグループホームに待機する必要がある**」が**65.4%**となっている。

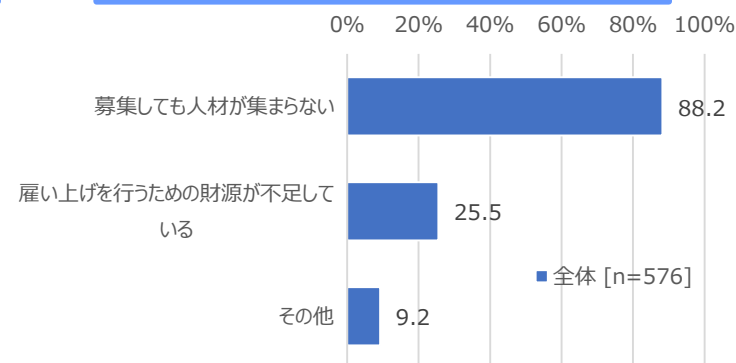
事業所における夜間支援体制の状況



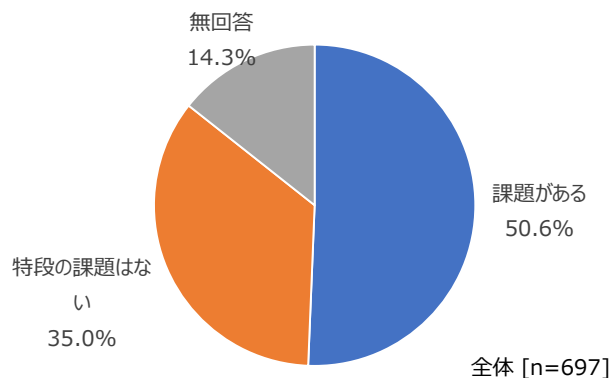
夜間支援従事者の確保の状況



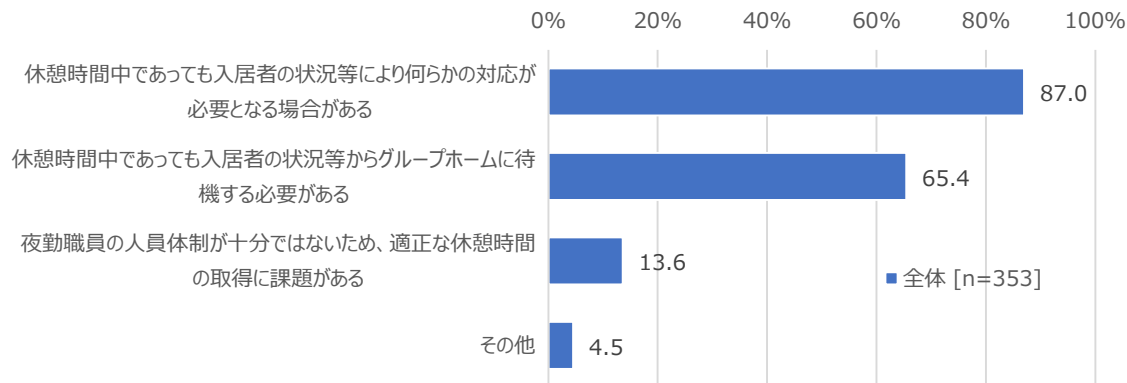
夜間支援従事者の確保が難しい理由



夜勤職員の休憩時間の取得についての課題



夜勤職員の休憩時間の取得についての課題の内容



1. 調査目的

- 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等の受け入れ実態を把握することで、看護職員加配加算等の評価をはじめ、今後の報酬改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

- 児童発達支援、放課後等デイサービス各1,000（無作為抽出）、常勤看護職員配置加算を算定している生活介護事業所、看護職員配置加算を算定している共同生活援助事業所各250（無作為抽出）

送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,500	51	2,449	1,584	64.7%	1,355	55.3%

3. 調査結果のポイント

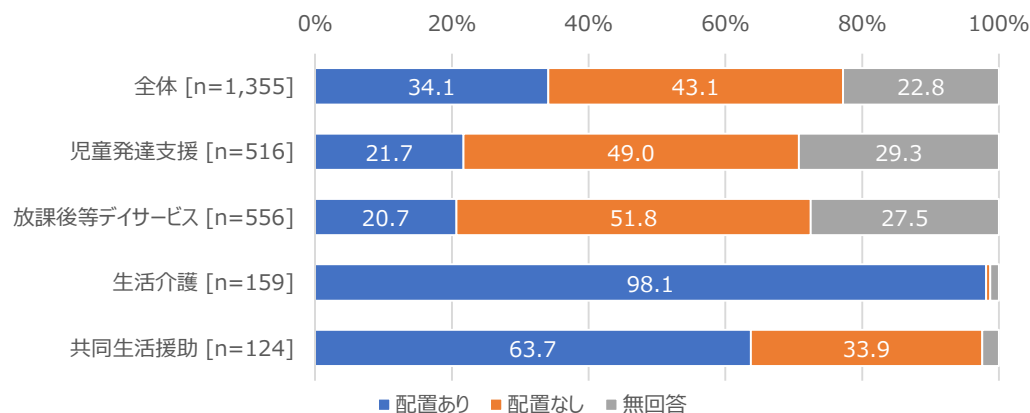
- 調査対象サービスの全体について、1事業所あたりの平均で受け入れている医療的ケア児・者数は1.0人となっている。医療的ケア児・者の人数区分で見ると、全体で、「0人」の事業所が74.8%と多くなっている。
- 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の受け入れ状況は、「現在受け入れておらず、今後の受け入れ（医療的ケアへの対応）の検討もしていない」が61.2%と最も多く、次いで「受け入れている（医療的ケアに対応している）」が21.6%、「現在受け入れていない（医療的ケアに対応していない）」が、今後受け入れたい（具体的な計画はない）」が13.4%となっている。
- 医療的ケア児・者を受け入れていない事業所における、受け入れていない理由は、「医療的ケアに対応するための看護職員や技能を有する人材（喀痰吸引等）の確保が難しい」が63.8%と最も多く、次いで「医療的ケアのための設備等が用意できない」が59.8%、「対象者からの希望がない」が54.1%となっている。
- 医療的ケア児・者を受け入れている事業所における、現在対応している医療的ケアとしては、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が76.3%と最も多く、次いで「たんの吸引」が71.3%、「痙攣時の管理」が65.0%となっている。一方、対応可能な医療的ケアとしては、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が85.7%と最も多く、次いで「たんの吸引」が84.3%、「痙攣時の管理」が76.3%等となっている。
- 事業所で受け入れている医療的ケア児・者の日常的に必要なとする医療的ケアは、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が64.6%と最も多く、次いで「痙攣時の管理」が33.1%、「吸引（6回/日以上）」が28.9%等となっている。
- 事業所で受け入れている医療的ケア児・者の、行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況は、該当が「ない」割合の高い項目が多くなっている。

- 調査対象サービスの全体について、1事業所あたりの平均で定員数は15.6人、**実利用者数は14.5人、うち医療的ケア児・者数は1.0人**となっている。医療的ケア児・者の人数区分で見ると、全体で、「**0人**」の事業所が**74.8%**と多くなっている。
- 調査対象サービスにおける看護職員の配置状況については、全体で、「**配置なし**」が**43.1%**、「**配置あり**」が**34.1%**となっている。なお、「配置あり」の事業所における看護職員の配置実人数は、平均で2.2人となっている。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスにおける看護職員加配加算の算定状況は、「**いずれも算定していない**」が**81.1%**となっている。算定は、「看護職員加配加算（Ⅰ）」が6.8%等となっている。

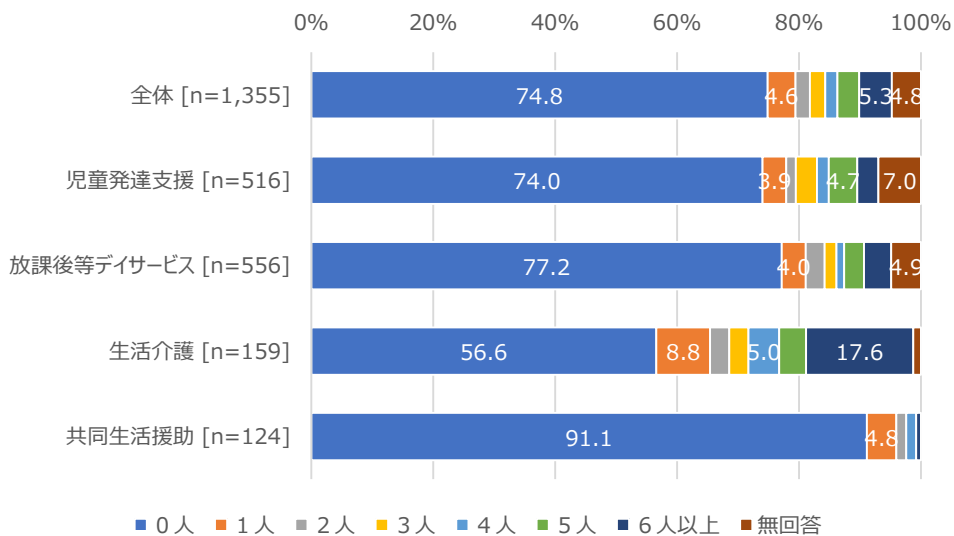
1事業所あたりの平均定員数等

平均値（人）	全体 [n=1,290]	児童発達支援 [n=480]	放課後等デイサービス [n=529]	生活介護 [n=157]	共同生活援助 [n=124]
定員数	15.6	12.0	10.6	39.1	21.0
実利用者数	14.5	10.2	10.5	37.5	19.1
うち医療的ケア児・者	1.0	0.8	0.8	3.1	0.2

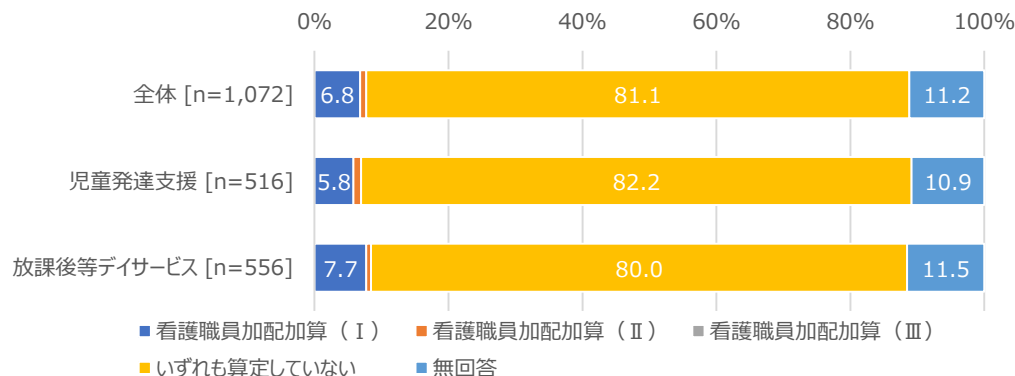
看護職員の配置状況



事業所を利用する医療的ケア児・者の人数区分

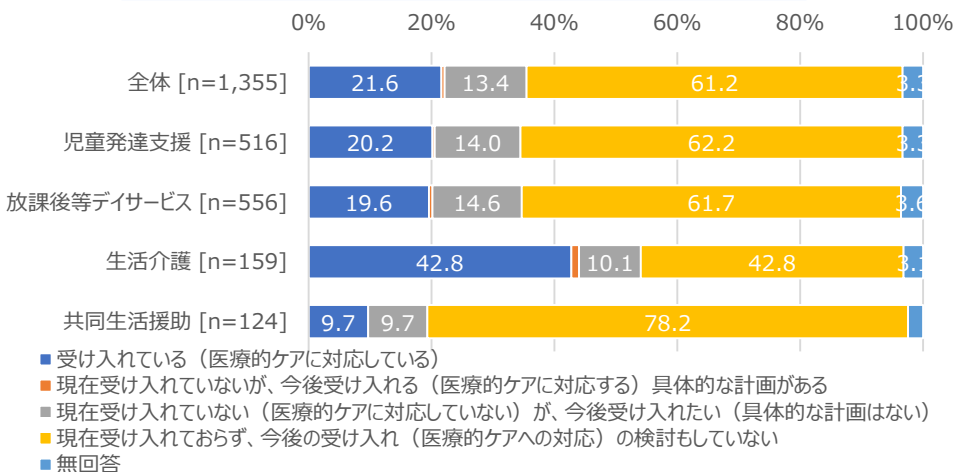


看護職員加配加算の算定状況
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

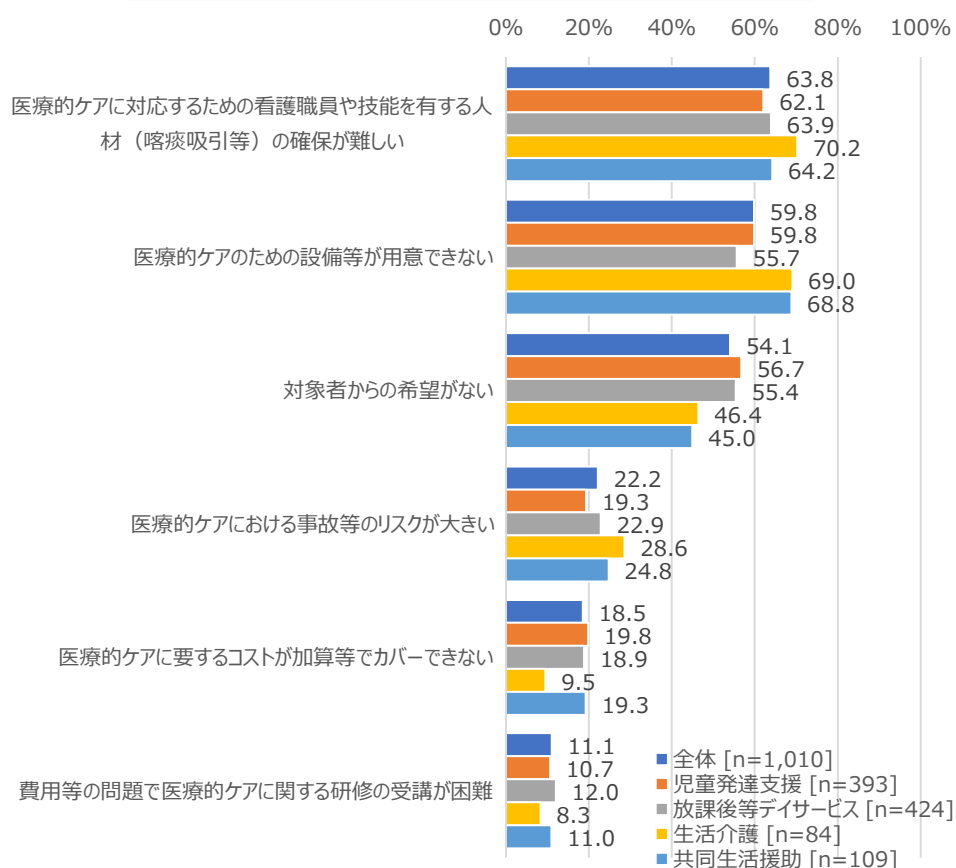


- 調査対象サービスにおける医療的ケア児・者の受け入れ状況は、「**現在受け入れておらず、今後の受け入れ（医療的ケアへの対応）の検討もしていない**」が**61.2%**と最も多く、次いで「**受け入れている（医療的ケアに対応している）**」が**21.6%**、「**現在受け入れていない（医療的ケアに対応していない）**」が、**今後受け入れたい（具体的な計画はない）**」が**13.4%**となっている。看護職員の配置状況で見ると、**看護職員の配置のある事業所で、「受け入れている（医療的ケアに対応している）」が多くなっている。**
- 医療的ケア児・者を受け入れていない事業所における、受け入れていない理由は、「**医療的ケアに対応するための看護職員や技能を有する人材（喀痰吸引等）の確保が難しい**」が**63.8%**と最も多く、次いで「**医療的ケアのための設備等が用意できない**」が**59.8%**、「**対象者からの希望がない**」が**54.1%**となっている。

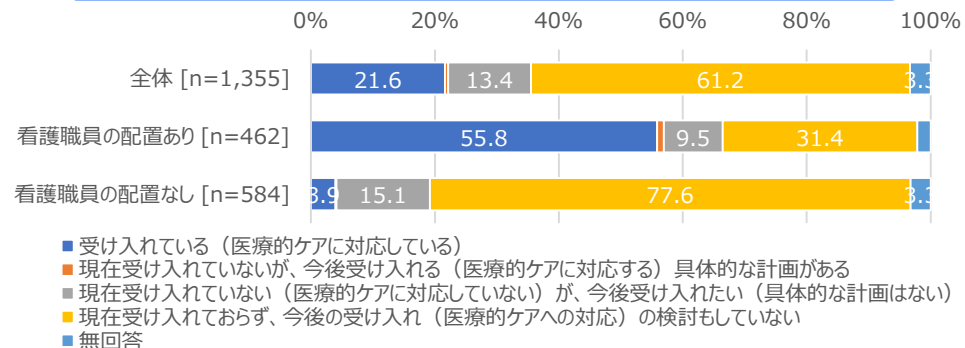
医療的ケア児・者の受け入れ状況



医療的ケア児・者を受け入れていない理由

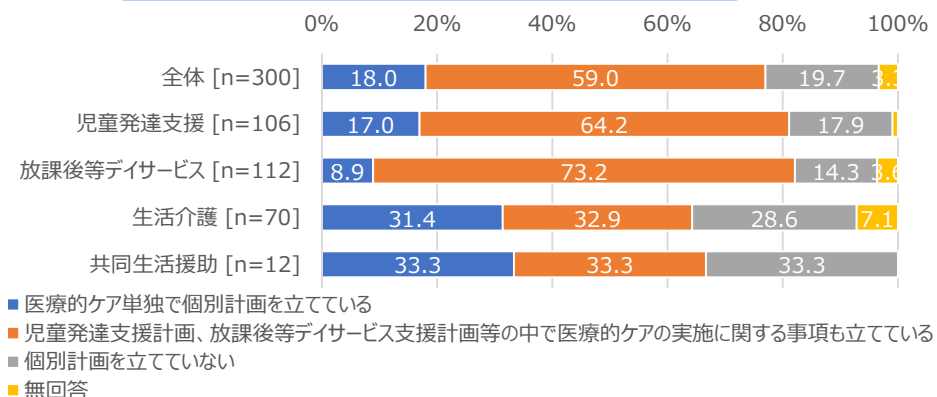


医療的ケア児・者の受け入れ状況 (看護職員の配置別)

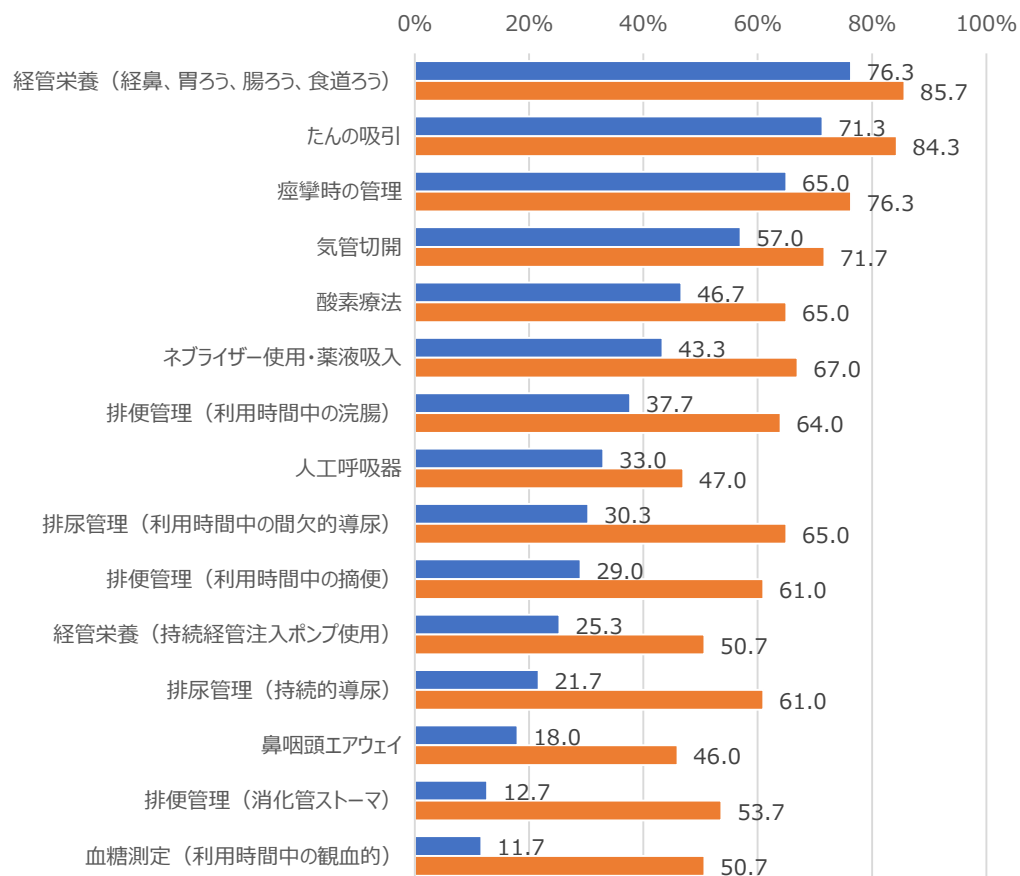


- 医療的ケア児・者を受け入れている事業所における、医療的ケアの実施に関する個別計画の有無は、「**児童発達支援計画、放課後等デイサービス支援計画等の中で医療的ケアの実施に関する事項も立てている**」が**59.0%**と多くなっている。
- 現在対応している医療的ケアとしては、「**経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）**」が**76.3%**と最も多く、次いで「**たんの吸引**」が**71.3%**、「**痙攣時の管理**」が**65.0%**となっている。一方、対応可能な医療的ケアとしては、「**経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）**」が**85.7%**と最も多く、次いで「**たんの吸引**」が**84.3%**、「**痙攣時の管理**」が**76.3%**等となっている。
- 医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施については、「**外部の研修会の受講を推奨している**」が**58.7%**と最も多く、次いで「**一般の職員研修等の中で、医療的ケアをテーマとする回を設けている**」が**33.7%**となっている。

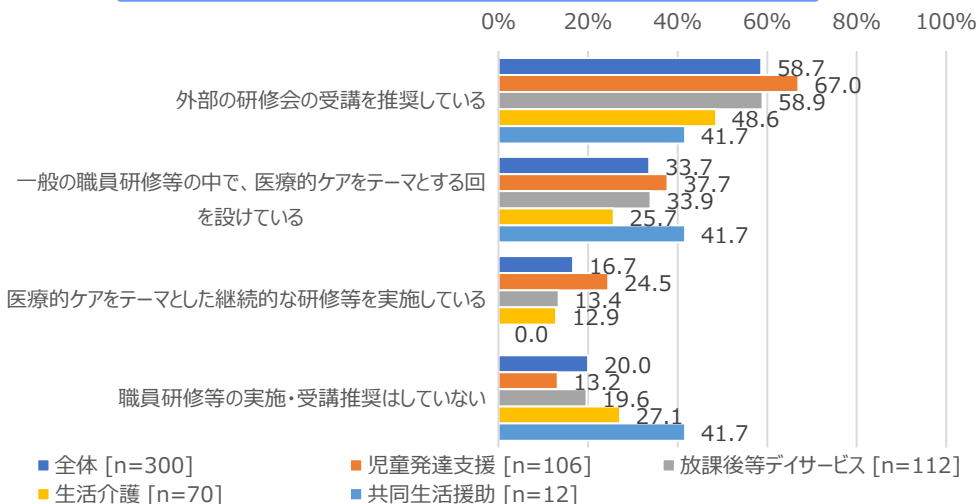
医療的ケアの実施に関する個別計画の有無



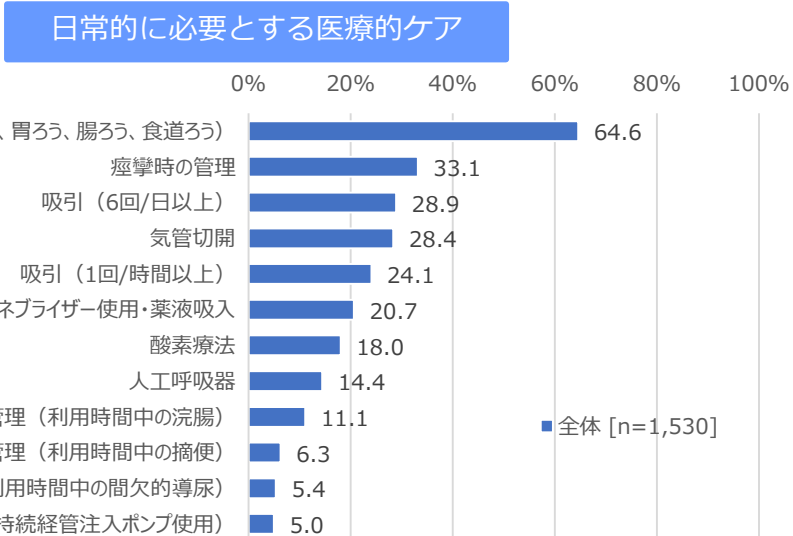
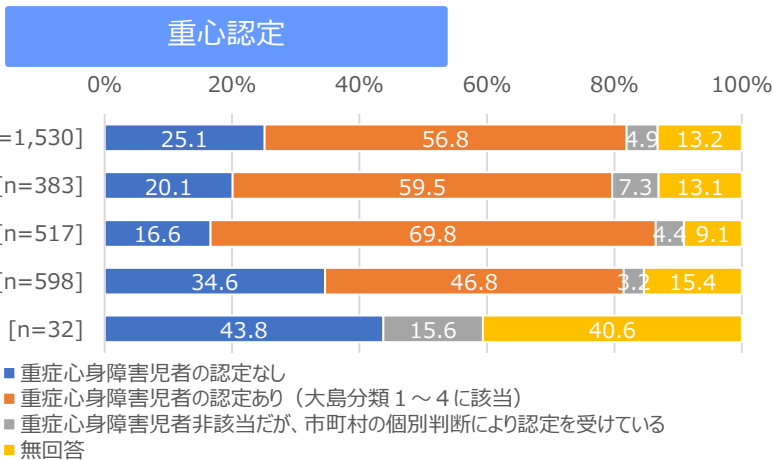
現在対応している医療的ケア・対応可能な医療的ケア



医療的ケアへの対応に関する職員研修等の実施



- 事業所で受け入れている医療的ケア児・者の重心認定は、「重症心身障害児者の認定あり（大島分類1～4に該当）」が56.8%と多く、「重症心身障害児者の認定なし」が25.1%となっている。
- 事業所で受け入れている医療的ケア児・者の日常的に必要なとする医療的ケアは、「経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう、食道ろう）」が64.6%と最も多く、次いで「痙攣時の管理」が33.1%、「吸引（6回/日以上）」が28.9%等となっている。
- 事業所で受け入れている医療的ケア児・者の、行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況は、該当が「ない」割合の高い項目が多くなっている。「本人独自の表現方法を用いた意志表示」「言葉以外の手段を用いた説明理解」については、それぞれ、「意思表示できない」が30.1%、「説明を理解できない」が46.8%と比較的高い割合となっている。



行動援護スコアに該当する行動関連項目の状況

項目	全体 [n=1,530] (%)					
	本人独自の表現方法を用いた意志表示	言葉以外の手段を用いた説明理解	食べられないものを口に入れる	多動又は行動の停止	パニックや不安な行動	自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為
本人独自の表現方法を用いた意志表示	意志表示できる	説明を理解できる	ない	ない	ない	ない
	時々独自の方法	時々言葉以外の方法	時々ある	稀にある	稀にある	稀にある
	常に独自の方法	常に言葉以外の方法	ある（週1回以上）	月に1回以上	月に1回以上	月に1回以上
	意思表示できない	説明を理解できない	毎日	週に1回以上	週に1回以上	週に1回以上
	30.1	46.8	82.2	82.1	82.3	85.0
	5.9	6.3	5.9	6.5	6.2	6.3
言葉以外の手段を用いた説明理解	説明を理解できる	説明を理解できる	ない	ない	ない	ない
	時々言葉以外の方法	常に言葉以外の方法	時々ある	稀にある	稀にある	稀にある
	常に言葉以外の方法	説明を理解できない	ある（週1回以上）	月に1回以上	月に1回以上	月に1回以上
	意思表示できない	説明を理解できない	毎日	週に1回以上	週に1回以上	週に1回以上
	30.1	46.8	82.2	82.1	82.3	85.0
	5.9	6.3	5.9	6.5	6.2	6.3
食べられないものを口に入れる	ない	時々ある	ある（週1回以上）	毎日	ほぼ毎日	ほぼ毎日
	82.2	6.8	1.6	3.4	5.4	5.4
	5.9					
多動又は行動の停止	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎日
	82.1	3.9	0.7	1.4	5.4	5.4
	6.5					
パニックや不安な行動	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎日
	75.4	10.8	0.8	3.4	3.1	3.1
	6.5					
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎日
	82.3	5.5	0.5	2.0	3.6	3.6
	6.2					
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎日
	85.0	4.6	0.6	1.8	1.8	1.8
	6.3					
他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎日
	86.3	3.7	0.3	1.0	2.3	2.3
	6.4					
環境の変化により突然的に通常と違う声をだす	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	日に頻繁	日に頻繁
	79.1	7.9	0.9	2.5	2.9	2.9
	6.7					
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	日に頻繁	日に頻繁
	89.1	2.2	0.3	1.0	1.3	1.3
	6.2					
過食、反すう等の食事に関する行動	ない	稀にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎日
	91.5	0.5	0.2	0.4	0.9	0.9
	6.5					
てんかん発作	ない（年1回以上・換算せず）	月に1回以上	週に1回以上			
	59.7	12.5	21.0			
	6.8					

1. 調査目的

- 居宅訪問型児童発達支援の利用実態を把握し、事業実施における事業者の課題と拡充のための方策についての検討材料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

- 居宅訪問型児童発達支援事業所113（全数）、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所各250（無作為抽出）、市区町村1,741（全数）

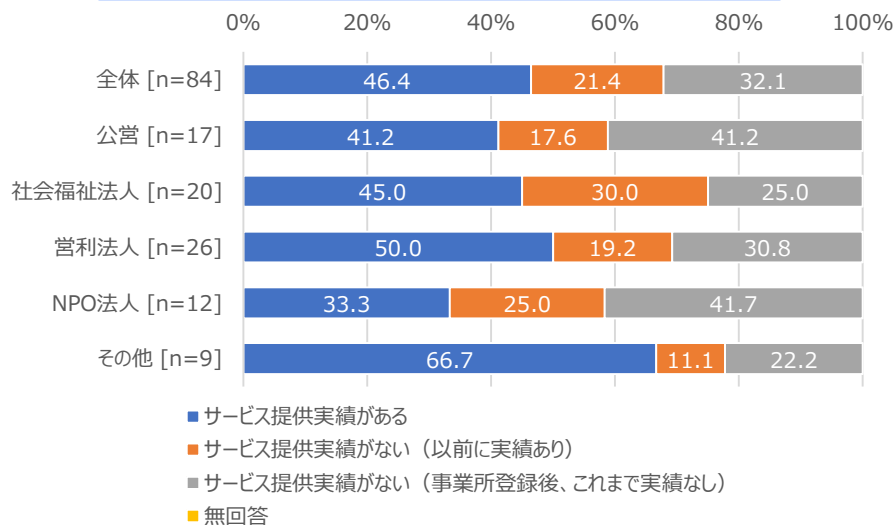
	送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
事業所調査	863	16	847	576	68.0%	463	54.7%
自治体調査	1,741	0	1,741	1,321	75.9%	1,321	75.9%

3. 調査結果のポイント

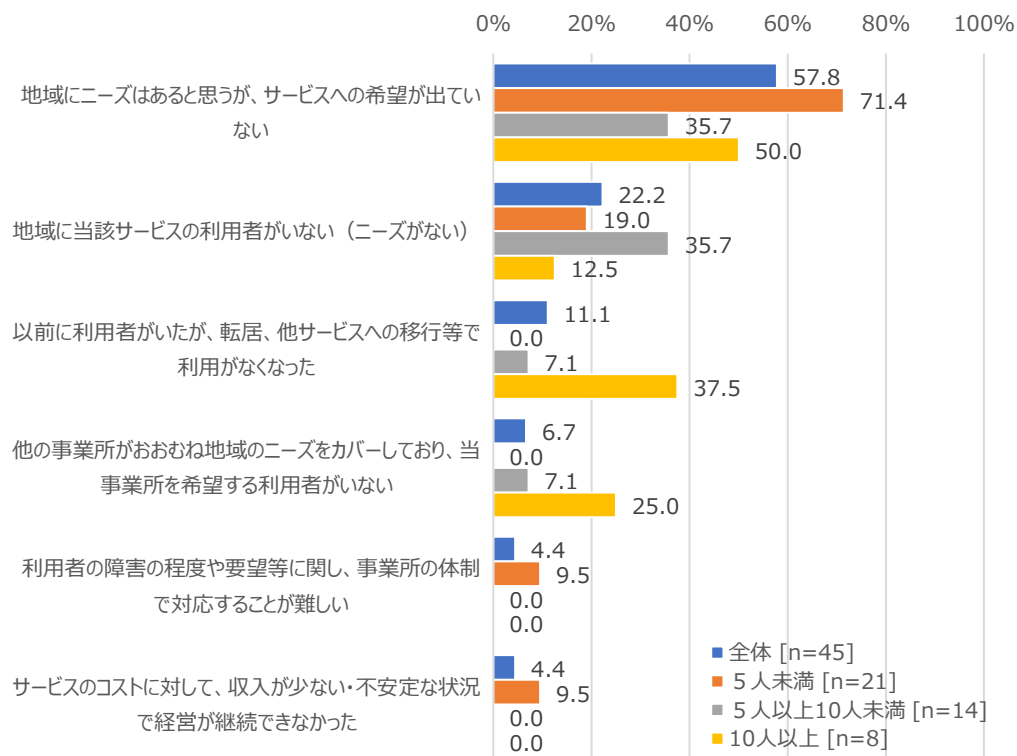
- 居宅訪問型児童発達支援の登録事業所における、サービス提供状況は、「サービス提供実績がある」が46.4%、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が32.1%、「サービス提供実績がない（以前に実績あり）」が21.4%となっている。
- 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所における、実績のない理由は、「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」が57.8%と多くなっている。
- 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所における、サービスの登録者数等は、1事業所あたりの平均で、登録者数2.9人、令和7月の実利用者数2.6人、令和2年7月の延べ訪問回数13.6回/月となっている。
- サービス利用者の支給特性については、「集団での療育（児童発達支援等）に移行するための支援として支給」が26.7%、「移行支援としての支給ではない」が70.0%となっている。また、日常的に必要とする医療的ケアの有無は、医療的ケアが必要な利用者が95.0%と多くを占めている。
- 居宅訪問型児童発達支援を利用する以前に利用していたサービス、現在の併給・併用サービスについては、いずれも、「サービス利用なし」が多くなっている。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所に、居宅訪問型児童発達支援についての今後の意向等を聞いたところ、「法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある」が41.4%、「サービス実施への意向・関心は特にない」が40.6%となっている。実施の課題としては、「職員体制等の確保が困難」が73.4%と最も多くなっている。
- 居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村に、その理由を聞いたところ、「当該サービスの開始以降、支給申請が0件である」が83.6%と最も多くなっている。次いで、「地域に当該サービスの基盤がないため、支給をしていない」が34.3%となっている。

- 居宅訪問型児童発達支援の登録事業所における、サービス提供状況は、「サービス提供実績がある」が46.4%、「サービス提供実績がない（事業所登録後、これまで実績なし）」が32.1%、「サービス提供実績がない（以前に実績あり）」が21.4%となっている。
- 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がない事業所における、実績のない理由は、「地域にニーズはあると思うが、サービスへの希望が出ていない」が57.8%と多くなっている。
- 居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績がある事業所における、サービスの登録者数等は、1事業所あたりの平均で、登録者数2.9人、令和7月の実利用者数2.6人、令和2年7月の延べ訪問回数13.6回/月となっている。また、利用者1人あたりの平均的な利用状況について、週あたりの利用日数は平均で1.2日/週、一回あたりの所要時間は平均で1.4時間/回となっている。

居宅訪問型児童発達支援のサービス提供状況



居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績のない理由 (事業所職員規模別)

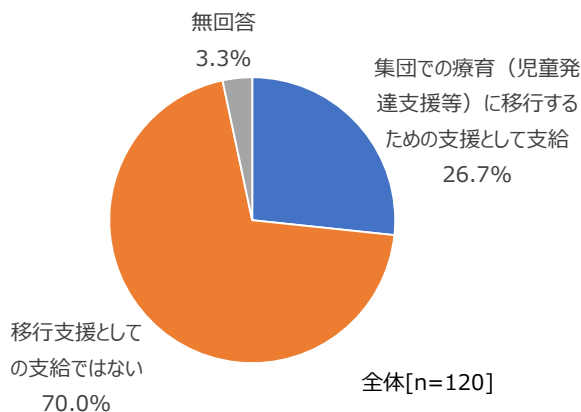


居宅訪問型児童発達支援のサービス提供実績等

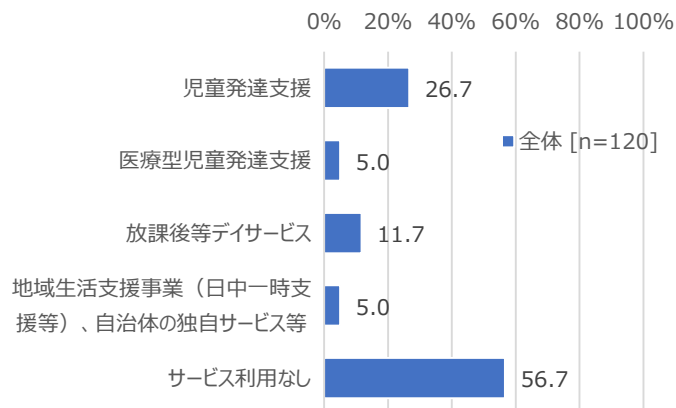
(人、回)	居宅訪問型児童発達支援 [n=37]
サービスの登録者数 (平均)	2.9
令和2年7月の実利用者数 (平均)	2.6
令和2年7月の延べ訪問回数 (平均)	13.6
(日/週、時間/回)	居宅訪問型児童発達支援 [n=37]
週あたりの平均的な利用日数 (平均)	1.2
一回あたりの所要時間 (平均)	1.4

- サービス利用者の支給特性については、「**集団での療育（児童発達支援等）に移行するための支援として支給**」が**26.7%**、「**移行支援としての支給ではない**」が**70.0%**となっている。また、日常的に必要なとする医療的ケアの有無は、**医療的ケアが必要な利用者が95.0%**と多くを占めている。
- 居宅訪問型児童発達支援を利用する以前に利用していたサービスは、「**サービス利用なし**」が**56.7%**と多く、利用サービスは「**児童発達支援**」が**26.7%**等となっている。現在の併給・併用サービスは、「**併給・併用サービスなし**」が**54.2%**と多く、利用サービスは「**児童発達支援**」が**15.8%**等となっている。
- 居宅訪問型児童発達支援の利用者が、通所サービスが利用困難な理由としては、「**医療的ケアが必要で、受け入れ可能な通所事業所が近隣にない**」が**52.5%**と多くなっている。なお、「その他」には、新型コロナの感染リスクを避けるためという回答等が含まれる。

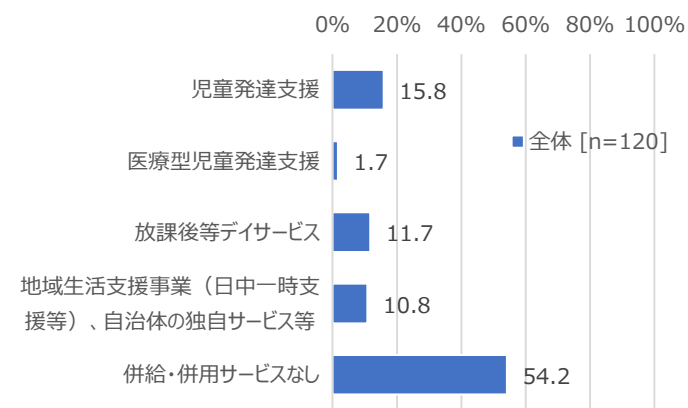
サービス利用者の支給特性



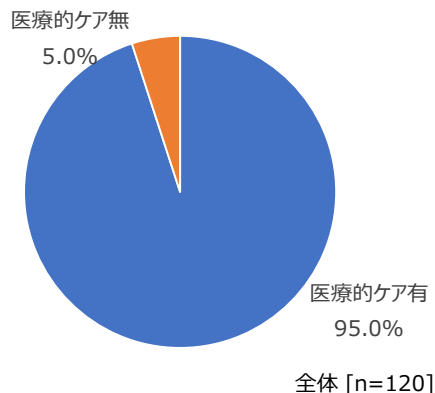
居宅訪問型児童発達支援を利用する以前に利用していたサービス



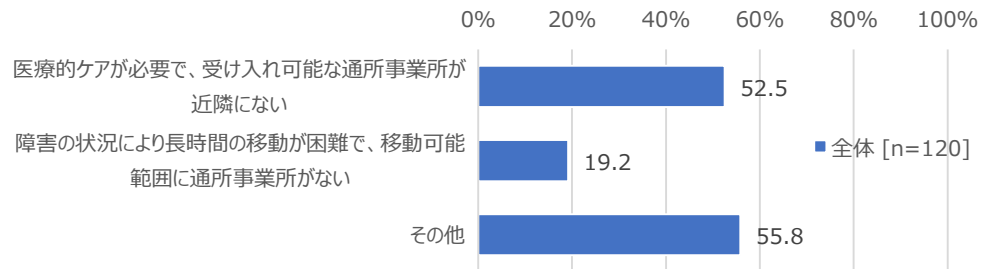
居宅訪問型児童発達支援と併給・併用するサービス



サービス利用者の医療的ケアの有無

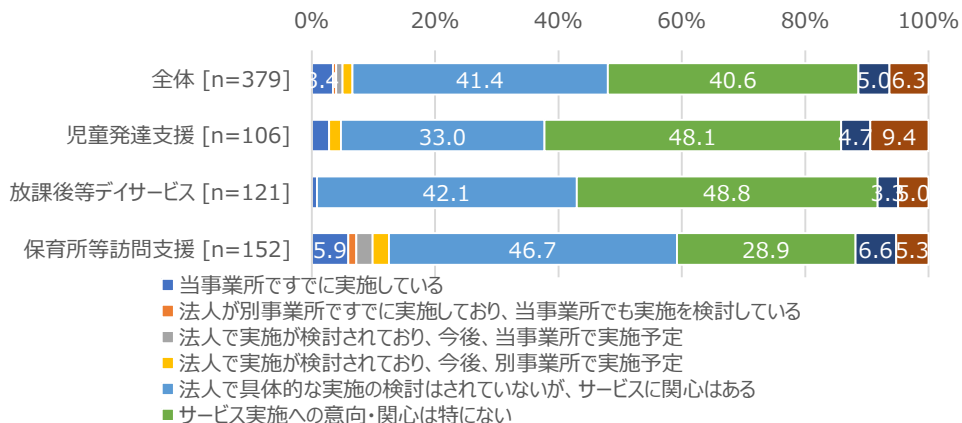


通所サービスが利用困難な理由



- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所に、居宅訪問型児童発達支援についての法人及び事業所の今後の意向等を聞いたところ、全体では、「**法人で具体的な実施の検討はされていないが、サービスに関心はある**」が**41.4%**、「**サービス実施への意向・関心は特にな**」が**40.6%**となっている。事業所で居宅訪問型児童発達支援を実施するとした場合に、どのような課題があるかを聞いたところ、全体では、「**職員体制等の確保が困難**」が**73.4%**と最も多くなっている。
- 市町村における居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数（令和2年7月）は、1自治体平均で0.2人となっている。居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0人の市町村における、現在の支給決定者数が0の理由は、「**当該サービスの開始以降、支給申請が0件である**」が**83.6%**と最も多くなっている。次いで、「**地域に当該サービスの基盤がないため、支給をしていない**」が34.3%、「**地域に当該サービスの利用ニーズがない・該当する利用者がいない**」が24.9%等となっている。

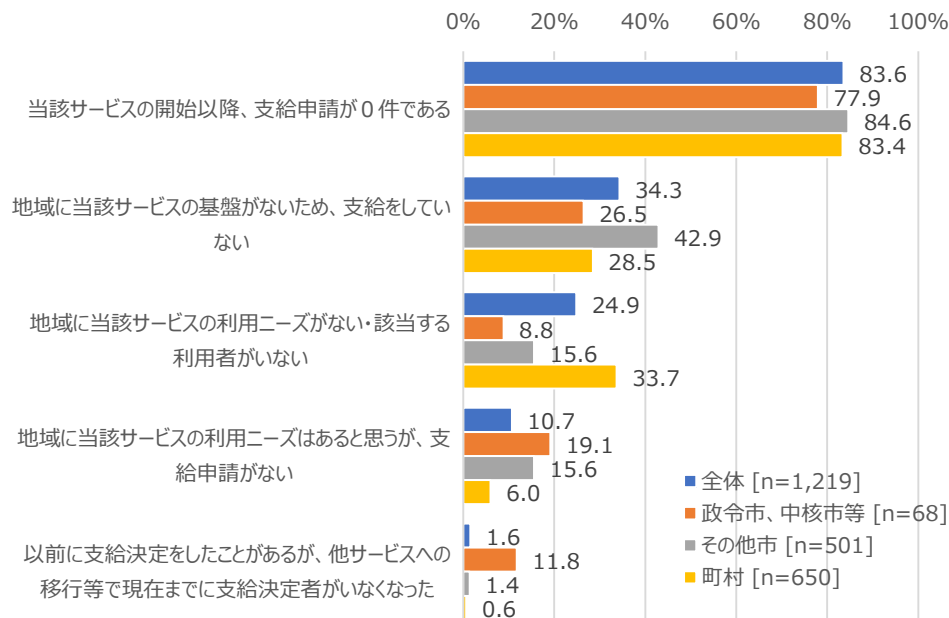
居宅訪問型児童発達支援についての今後の意向



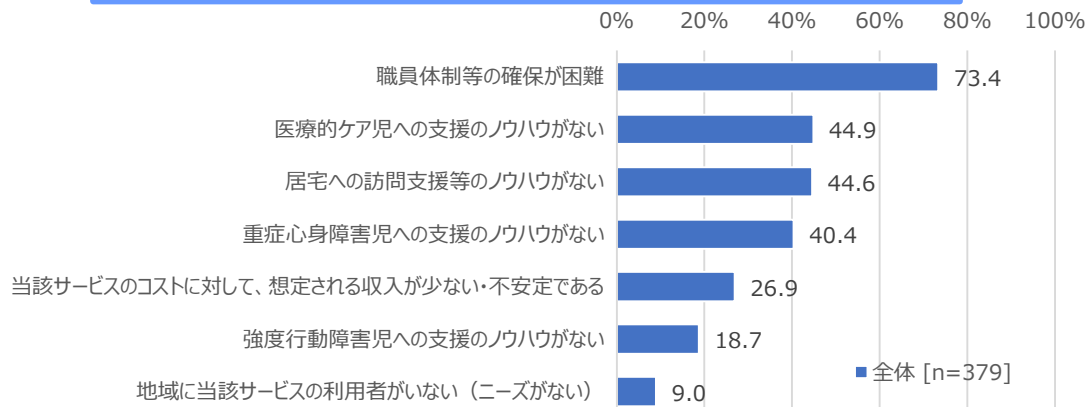
居宅訪問型児童発達支援等の支給決定者数（令和2年7月）

平均値（人）	全体 [n=1,321]	政令市、中核市等 [n=111]	その他市 [n=550]	町村 [n=660]
児童発達支援	74.7	469.0	72.3	10.5
医療型児童発達支援	1.3	11.1	0.7	0.1
放課後等デイサービス	169.0	1,039.7	165.1	25.9
保育所等訪問支援	19.0	98.0	20.8	4.3
居宅訪問型児童発達支援	0.2	1.1	0.1	0.0

居宅訪問型児童発達支援の支給決定者数が0の理由



居宅訪問型児童発達支援を実施するとした場合の課題



1. 調査目的

- 令和元年度地方分権改革推進提案や障害児入所施設の在り方に関する検討会における指摘等を踏まえ、福祉型・医療型障害児入所施設における加算体系の見直し等の検討材料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

- 福祉型障害児入所施設185（全数）、医療型障害児入所施設181（全数）

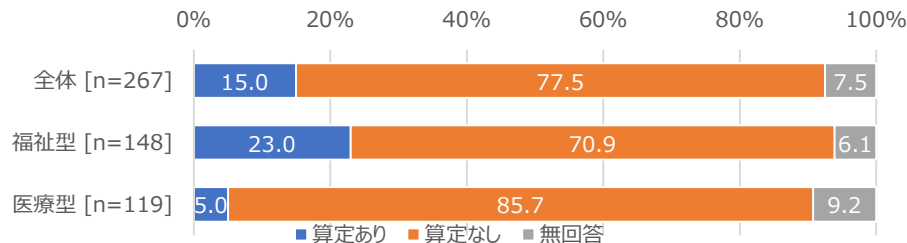
送付数	未達・休廃止等	客体数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
366	0	366	267	73.0%	267	73.0%

3. 調査結果のポイント

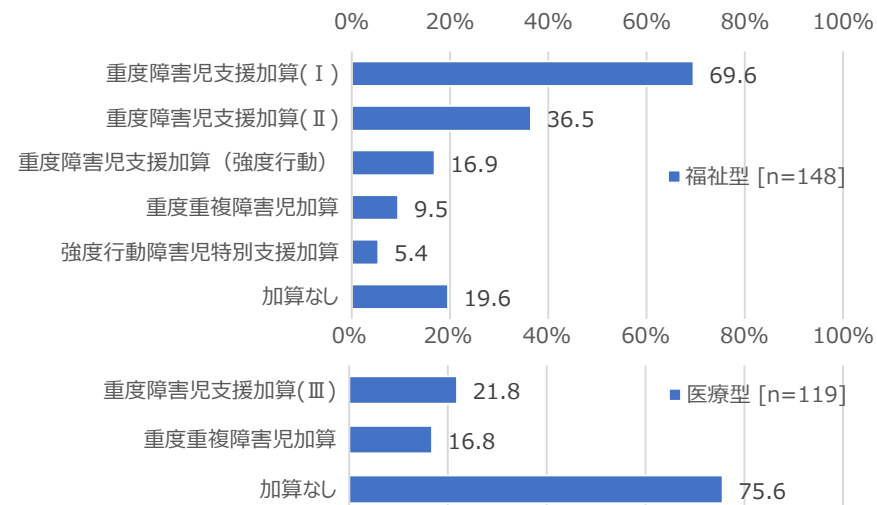
- 施設における小規模グループケア加算の算定状況は、全体では「算定あり」が15.0%となっている。また、小規模グループケアの実施状況は、全体では「実施あり」が15.0%となっている。小規模グループケアを実施していない施設の今後の実施意向は、全体では「実施しない」が72.4%、「実施したいが難しい」が20.7%となっている。今後の意向で、実施しない・実施したいが難しいと回答した施設の理由は、「施設の中に、小規模グループケアの居室や共有スペース等の設備を整備することが難しい」が68.3%と最も多く、次いで、「小規模グループケア専任の職員を確保することが難しい」が52.4%となっている。
- 施設における重度障害児支援加算等の算定状況は、福祉型では「重度障害児支援加算(Ⅰ)」が69.6%、「重度障害児支援加算(Ⅱ)」が36.5%等となっている。医療型では「重度障害児支援加算(Ⅲ)」が21.8%、「重度重複障害児加算」が16.8%等となっている。重度障害児入所棟のない施設の今後の整備意向は、全体では「整備しない」が73.2%、「整備したいが難しい」が18.4%となっている。今後の整備意向で、整備しない・整備したいが難しいと回答した施設の理由は、「施設の構造上、重度障害児入所棟を設置することが難しい」が62.1%と多くなっている。
- 強度行動障害児の受入れにあたり、身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していることとしては、「利用者のアセスメントを十分に行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている。」が60.3%と最も多くなっている。
- 福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等の強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考えを医療型障害児入所施設に聞いたところ、「福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい」が28.6%、「診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算等で評価されているので、特に必要ない」が21.0%、「加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくてもよい」が15.1%となっている。

- 施設における小規模グループケア加算の算定状況は、全体では、「算定あり」が15.0%、「算定なし」が**77.5%**となっている。また、施設での小規模グループケアの実施状況は、全体では「**実施なし**」が**76.0%**、「実施あり」が15.0%となっている。
- 施設における重度障害児支援加算等の算定状況は、福祉型では「重度障害児支援加算(Ⅰ)」が69.6%、「重度障害児支援加算(Ⅱ)」が36.5%等となっている。医療型では「重度障害児支援加算(Ⅲ)」が21.8%、「重度重複障害児加算」が16.8%等となっている。また、施設における重度障害児入所棟の有無は、全体では、「なし」が**67.4%**、「あり(施設の一部)」が14.6%、「あり(施設全体)」が14.2%となっている。
- 強度行動障害のある入所児童の有無は、全体で、**強度行動障害児のいない施設は62.5%**、**強度行動障害児が1人以上おり、身体拘束を実施したことがある施設、実施していない施設はいずれも18.7%**となっている。施設区分では、**医療型で強度行動障害児のいない施設が多くなっている。**

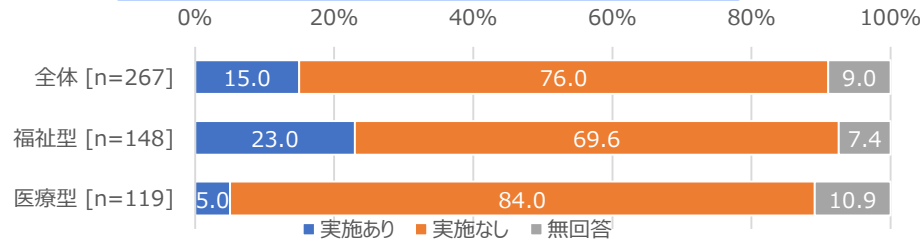
小規模グループケア加算の算定状況



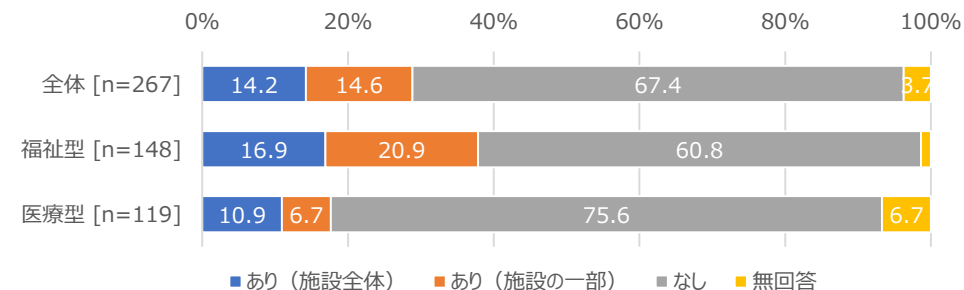
重度障害児支援加算等の算定状況



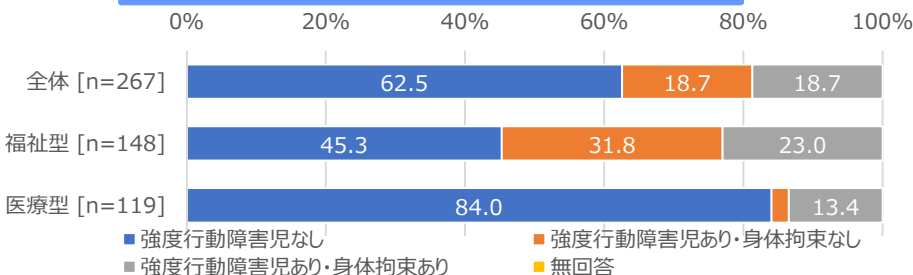
小規模グループケアの実施状況



重度障害児入所棟の有無



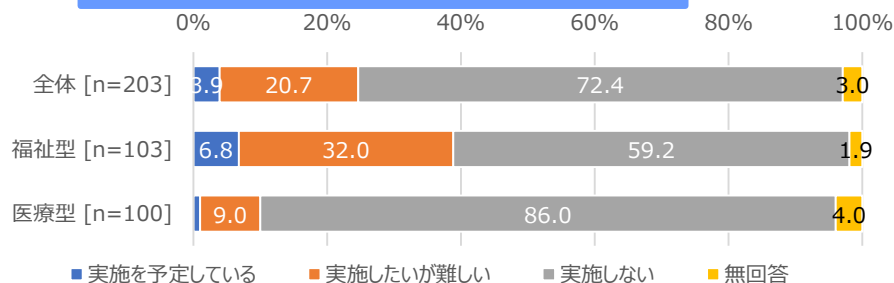
強度行動障害のある入所児童の有無



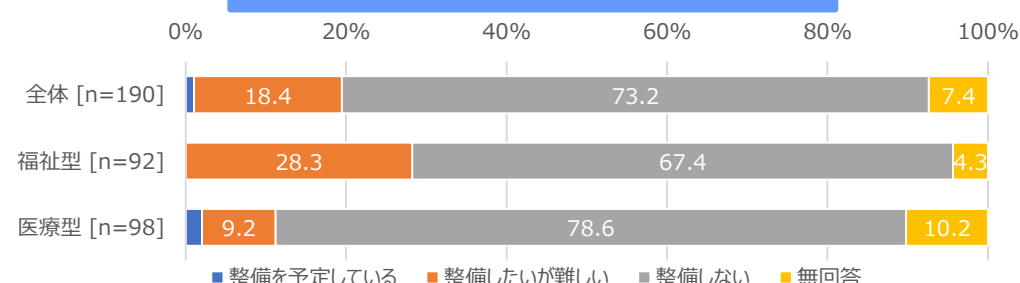
○小規模グループケアを実施していない施設における、今後の小規模グループケアの実施意向は、全体では「**実施しない**」が72.4%、「**実施したいが難しい**」が20.7%となっている。今後の意向で、実施しない・実施したいが難しいと回答した施設の理由は、「**施設の中に、小規模グループケアの居室や共有スペース等の設備を整備することが難しい**」が68.3%と最も多く、次いで、「**小規模グループケア専任の職員を確保することが難しい**」が52.4%となっている。

○重度障害児入所棟のない施設における、今後の重度障害児入所棟の整備意向は、全体では「**整備しない**」が73.2%、「**整備したいが難しい**」が18.4%となっている。今後の整備意向で、整備しない・整備したいが難しいと回答した施設の理由は、「**施設の構造上、重度障害児入所棟を設置することが難しい**」が62.1%と多くなっている。

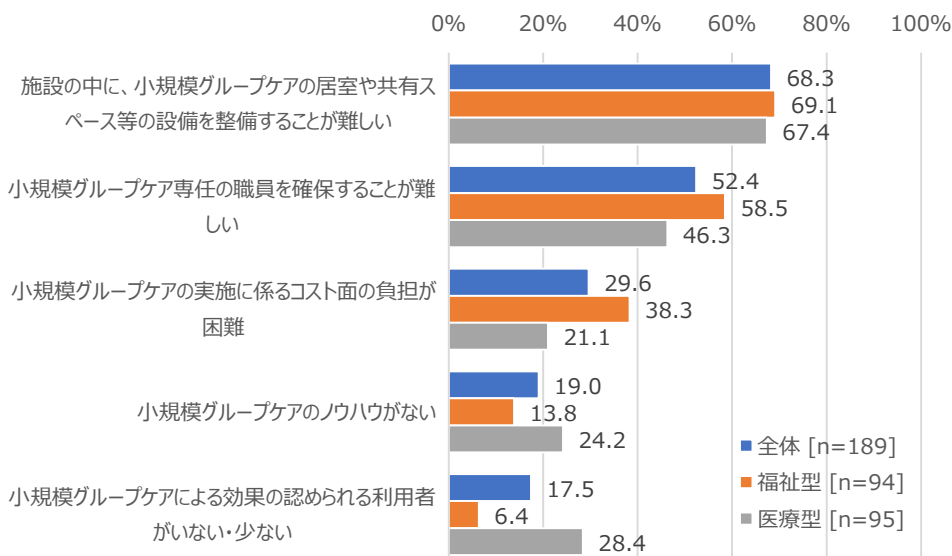
今後の小規模グループケアの実施意向



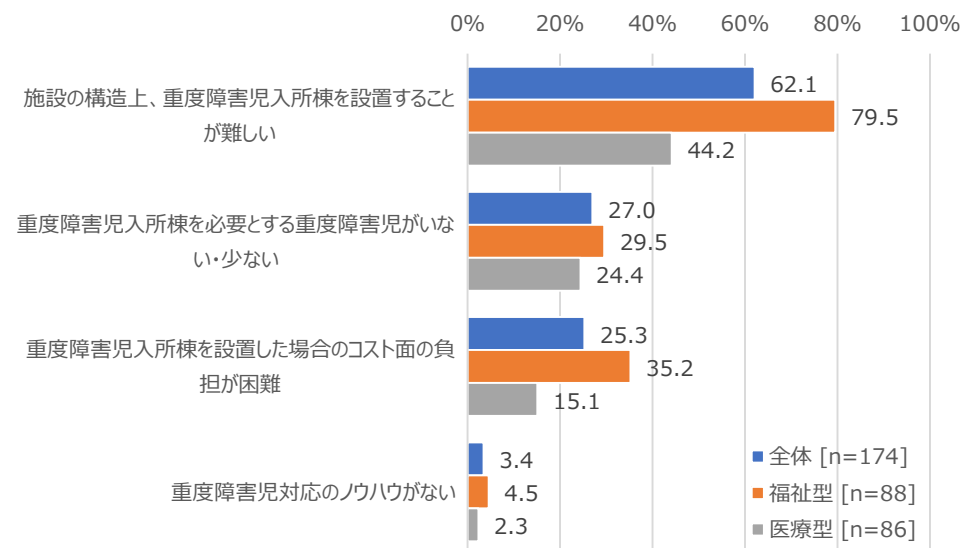
今後の重度障害児入所棟の整備意向



小規模グループケアの実施が難しい理由

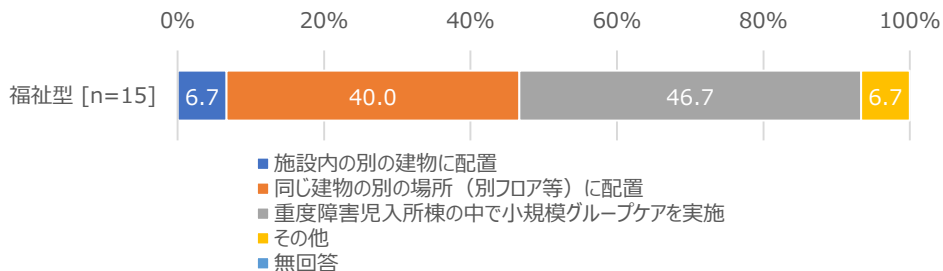


今後の重度障害児入所棟の整備が難しい理由

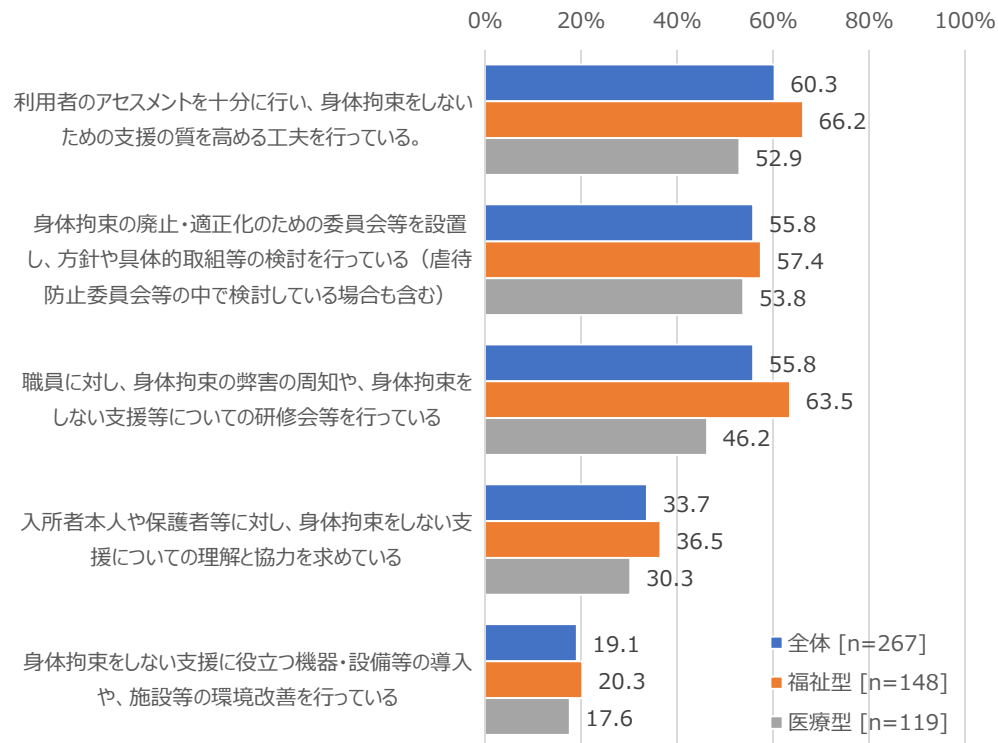


- 小規模グループケアを実施しており、かつ、重度障害児入所棟がある施設に、小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所棟の配置の状況を聞いたところ、「**重度障害児入所棟の中で小規模グループケアを実施**」が**46.7%**、「**同じ建物の別の場所（別フロア等）に配置**」が**40.0%**となっている。
- 強度行動障害児の受入れにあたり、身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していることとしては、「**利用者のアセスメントを十分にを行い、身体拘束をしないための支援の質を高める工夫を行っている。**」が**60.3%**と最も多く、次いで、「**身体拘束の廃止・適正化のための委員会等を設置し、方針や具体的取組等の検討を行っている（虐待防止委員会等の中で検討している場合も含む）**」「**職員に対し、身体拘束の弊害の周知や、身体拘束をしない支援等についての研修会等を行っている**」がいずれも55.8%となっている。
- 福祉型障害児入所施設の「強度行動障害児特別支援加算」等の強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考えを聞いたところ、「**福祉型障害児入所施設と同種の加算があった方がよい**」が**28.6%**、「**診療報酬の強度行動障害入院医療管理加算等で評価されているので、特に必要ない**」が21.0%、「**加算があった方がよいが、福祉型障害児入所施設と同種でなくてもよい**」が15.1%となっている。

小規模グループケアの実施場所と重度障害児入所棟の配置の状況



身体拘束の廃止・適正化に向けた取組として施設で実施していること



強度行動障害児に関する加算について、医療型障害児入所施設にも同種の加算を認めることについての考え

